

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 2 ) ( 19 . 2 定 )			
日 時	平成 19 年 6 月 26 日 ( 火 )	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 1 7 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	齊藤 ( 陽 ) 委員長、成田 ( 晃 ) 副委員長、大橋・高橋・山田・井川・斎藤 ( 博 ) ・古沢・北野 各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・経済・市民・福祉・環境・建設・港湾・教育各部長、総務部参事、保健所長、会計管理者、小樽病院事務局長、消防長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～ 会議の概要 ～

委員長

開会に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任させていただきました斉藤陽一良です。もとより微力ではありますが、副委員長ともども、公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位をはじめ、市長、理事者の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には成田晃司委員が選出されておりますことを報告いたします。

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、井川委員、斎藤博行委員を御指名いたします。

昨日開催されました理事会におきまして、別紙お手元に配布のとおり、審査日程が決定いたしましたことを報告いたします。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会の順といたします。

共産党。

-----  
古沢委員

単刀直入に伺ってまいります。

臨港地区工業港区の土地利用について

4月20日付け新聞報道で、臨港地区にかかわって、倉庫・事務所が新築され、ここで免税店が開業するという記事が載っておりましたが、その後この問題についての経過はどのようになっていますか。

（港湾）施設管理課長

ただいまの件でございますが、実はこの情報につきましては、我々のところに4月18日に第三者から情報が入りました。それで、直ちに会社を訪問いたしまして、事実確認をしたところでございます。その時点で社長と会いたったのですけれども、会えないので、翌19日、社長と面談をいたしまして、この地区においては物販行為ができないという旨を説明し、是正するように指導を行って、現在まで5回ほど指導を行っているところでございます。

古沢委員

ルールは決まっていますから、なぜそんなに時間がたつのか大変疑問ですが、いろいろ調べてみたら、そのほかにも理由、事情があるように思われます。

それで、これに関連して伺ってまいります。とかく港のルール無視といいますが、そういう問題が取り上げられたりして、目に余る状況がありますが、特に議会でも議論になった第3号ふ頭の指定保税地域の問題、さらにはふ頭を行き交う無ナンバー車の問題、さらには最近でも第2号ふ頭では、今なお廃車トラックの置場と化しているような問題、こういった問題が未解決のまま、あるいは一定程度改善が進んでいるものもありますが、港の中では見受けられます。

そこで、平成8年11月1日に小樽港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例、いわゆる分区条例が施行されています。この条例の目的及びそこで指定される工業港区における土地利用のあり方、目的について御説明ください。

（港湾）施設管理課長

分区指定の目的でございますけれども、臨港地区内の建物、利用形態に応じまして、港湾法に定められている土地利用区分に基づき、土地利用方針を明確にして、港湾の秩序ある管理及び運営を行うために条例を制定いたしま

して、各分区において建築される構築物等につきまして、規制誘導を行うことを目的としております。

それから、工業港区の部分の規制等につきましては、工場、その他の工業用施設の設置ができます。また、この地区におきましては、物販及び飲食に供する店舗等はできない地区であります。

古沢委員

つまり分区条例の目的は、土地利用を用途別に区分して、港湾施設の有効活用を図っていくというのが目的です。その手段として、建物規制を分区条例でかけているということだと思っておりますが、その目的に照らせば、資料を要求しておりますが、小樽市の地番図を参照してください。

道路を挟んでウイングベイ小樽の向かい側、海に面して一帯が工業港区というふうに指定されています。しかし、この一帯、この工業港区のうち、ウイングベイ小樽側の区画については、平成 8 年当時で言えば、既に大半が構造物、建築物で建ち並んでいる。物販もあれば、倉庫、事務所もありました。この地区をなぜ工業港区として指定したのでしょうか、その目的は何か。

（港湾）施設管理課長

当時の港湾計画の基本方針といたしましては、臨港道路小樽港縦貫線から水際線側の方につきましては、今後とも港湾機能を推進させていこうという考えが念頭にありまして、当時、分区指定の策定に当たりまして、当該地の現状建物の実態調査を実施しております。その中で、今、御指摘の地域におきましては、当時、勝納サイロ、それから倉庫等が主で、既存不適格の建物といたしましては数件ほどでありました。したがって、小樽港の港湾計画と照らし合わせ、工業港区というふうに決めております。

古沢委員

今の答弁で既存不適格の建築物というお話がありましたけれども、既存不適格の建築物というのは、一体どういうものですか。

（港湾）施設管理課長

要は、分区に指定された地区において、建物に規制をかけていますので、それに適合しない建物というふうに解釈しております。

古沢委員

平成 8 年当時で既存不適格と認められた建築物は、どういうものがありましたか。

（港湾）施設管理課長

臨港地区全体におきまして、それぞれ商港区、工業港区、漁港区それぞれございます。その中で住宅だとか店舗だとか。

（「いや、この工業港区でだよ」と呼ぶ者あり）

そこでは店舗だけでございます。

古沢委員

建設部に聞きますが、この既存不適格の建築物というのは、例えば短期であれ、中期であれ、将来にわたってその建物は是正されることはないのでしょうか。

（建設）建築指導課長

基本的に既存不適格建築物につきましては、そのままの状態であれば、その建物が存続することが可能というふうに法律の中で定められております。ただ、手を加えたりする場合には、適法な形にしようというふうな形になってございます。

古沢委員

例えば参考図書によれば、既存不適格建築物というのは、現状のままに存置、使用し、そして増築や改築や大規模な修繕や模様がえをする段階をとらえて、この段階で現行の法令に適合されるようにしようとする、そういう趣

旨のものです。これでよろしいですか。

（建設）建築指導課長

基本的には、今おっしゃったとおりでございます。ただ、増築等につきましては、面積等で緩和要件がございますので、そういった部分で一部緩和されている部分もございます。

古沢委員

最初に聞いた新聞報道にかかわる問題については、後ほど聞くことにします。

それでは、この工業港区のマリーナ側にある小さな建物ですが、飲食店が現在では2店だと思いますが、経営されています。現行の分区条例では、これらの店舗、飲食店というのは認められないわけですが、資料の地番で言えば50の101、この区域に属してマリーナ側にある建物です。この建築物についての建築年月日、建築確認の手の有無、それから建物の登記の有無、所有者はだれか、これらを教えてください。

（建設）建築指導課長

今、御質問のありました場所につきましては、2棟の飲食店がございます。そのうちの1棟につきましては、平成3年に建築されております。もう一棟につきましては平成8年に建築されているということでございます。所有者につきましては、この場では差し控えさせていただきたいというふうに思います。確認申請につきましては、平成8年に建築された物件につきましては、調査の結果、確認申請が提出されていないということが判明いたしました。平成3年に建築された方につきましては、確認申請は提出されております。

古沢委員

平成3年というのは、海側の方ですか。

（建設）建築指導課長

山側の方になります。

古沢委員

財政部に聞きたいのですが、これを調べたくて、家屋番号の照会をしたのですが、答えていただけないのです。土地の地番でしたら地番図があってすぐ閲覧できますし、照会すればすぐ答えていただけるのですが、家屋番号を知らせないというのはどういうことですか。

（財政）資産税課長

情報の開示についてでございますけれども、総務省の考えでは、登記簿の登載事項については、開示して差し支えないというような見解がございますけれども、本市におきましては、家屋番号は守秘義務の範囲内と、税務情報でございますので、その範囲内というふうに考えてございまして、開示については難しい部分というふうに考えてございます。

古沢委員

不動産登記法では、その土地の上にある建物については、原則地番、これが家屋番号になりますが、複数棟ある場合は、いわば枝番がついて家屋番号というのが見つけられる。それでやむを得ず法務局を調べてみました。この地番に合致する建物は倉庫として存在している。それ以外はないのですが、いわゆる未登記の建物だということは確認できますか。

（財政）資産税課長

この部分につきましても、お答えできない守秘義務の部分でございますので、御了承願います。

古沢委員

後の質問にかかわるから聞いているのですが、疑問があるからお尋ねをしているのです。

建設部に聞きます。

確認申請のない建物というのは、建築基準法第6条第1項に違反する建物と考えてよいのですか。

（建設）建築指導課長

確認申請は今おっしゃいました建築基準法第 6 条第 1 項に規定されておりますので、その手続を行わなかったということは、第 6 条第 1 項に違反しているということになります。

古沢委員

この建物が是正される場合は、どういうときですか。

（建設）建築指導課長

そもそも同法第 6 条第 1 項で定められております確認申請というものは、着工前、建築計画段階での建築基準法に適合しているかどうかを確認する手続でございまして、実際問題、今の建物につきましては、建築後既に何年か経過しておりますので、今から確認申請を提出させるというのは、本来の法の趣旨に合わないものでございます。そこで、実体上、現在の建物が建築基準法に違反しているかどうかを確認するために、建築基準法第 12 条第 5 項に基づきまして、報告をさせております。その中で、実体上、違反がないかどうかを確認するということになります。

古沢委員

報告を求めたのですか。

（建設）建築指導課長

はい、求めております。

古沢委員

建築基準法に違反しないという建物なのですか。

（建設）建築指導課長

違反の有無につきましては、申しわけございませんが、申し上げることはできませんが、報告を求めて適切に対応していることは事実でございます。

古沢委員

そこで、二つの点で聞きたいと思うのです。

最初は、税に関連します。どうやら未登記だと。建築確認申請もされていない建物も一つある。しかし、固定資産の課税客体になり得るかどうかというのは、登記か未登記かは関係ないですね。それで、登記の建物はどのように課税資料というか、台帳として登録整理され、未登記の建物はどういう台帳に登録整理されているのですか。

（財政）資産税課長

登記されている建物につきましては、家屋課税台帳に掲載しております。未登記の建物につきましては、家屋補充課税台帳で処理してございます。

古沢委員

建設部の答弁でもはっきりしましたけれども、この建物が登記であれ、未登記であれ、本来的には固定資産税の課税客体の対象となり得る建物だということは認めますか。

（財政）資産税課長

一般的に建物の条件と申しますか、屋根、壁、それから土地に定着している、こういう条件を満たしていれば、課税の対象とするというふうになっています。

古沢委員

一般論でなくて、この建物について聞いているのです。

（財政）資産税課長

個別の建物につきましては、先ほどから申し上げている守秘義務の関係で、申し上げられない事項でございます。

古沢委員

市内にある建物が、課税対象になるかならないかというふう聞いてはいるのに、守秘義務で答弁もしないのだった

たら、質問が進まないです。課税客体になり得る建物かどうかははっきりしない。つまり、課税台帳に登録されるか、未登記であれば家屋補充課税台帳に登録される。課税の対象となる客体であれば、そのいずれかの台帳に登録されるのが本筋、本来です。本来のありように沿ってきちんと登録されているかどうか、客体となり得るかどうかと聞いていったら、当然答えていただけたらと思ったのですが、答えていただけないということは、勘ぐって言えば、課税されていない物件だと考えてよろしいですね。

（「この時間はカウントするなよ」と呼ぶ者あり）

（財政）税務長

今、資産税課長から答弁がありましたけれども、あくまでも家屋として課税客体になり得るものは、そのほとんどは、先ほど言いましたように、屋根とか周壁とか、あるいはこれに類する壁を有して、土地に定着した建造物であって、なおかつその目的とする居住、作業、貯蔵等の用に供している場合、又は供し得る場合であれば、課税客体として判断しているところでございます。

古沢委員

だから、その建物は課税客体になり得べき建物かというふうに聞いているのです。

（財政）税務長

私もちょっと現場を確認させていただきましたけれども、一般的には課税客体となり得るものだと判断します。

古沢委員

つまり家屋補充課税台帳に登録されている建築物だと確認していいのですね。

（財政）資産税課長

そのとおりでございます。

古沢委員

そのとおりと答えたのですけれども、大丈夫ですか。家屋補充課税台帳にこの建物が登録されているのですか。

（財政）資産税課長

未登記物件であれば、家屋補充課税台帳に登載することになっています。

古沢委員

この物件だよ。

（財政）資産税課長

個別の物件については、この場では申し上げられないことになっています。

古沢委員

課税客体になり得べき建物だという答弁であります。それでは、未登記だから、家屋補充課税台帳に登録されているかと。それは答えられないと言う。課税客体になって未登記であれば、当然登録されてしかるべきもの。登録されていますと答えればいいのに、答えられない。そういう物件だということがわかります。

それで、仮に今のことから導かれるのは、長期間課税対象でありながら、課税されていない物件のおそれが大だと。だとすれば、これは税務担当としては、どういう対処をされるのですか。

（財政）資産税課長

通常、当然、家屋課税台帳ないしは補充課税台帳において課税をしていくわけでございますが、仮にもし賦課漏れとか、そういうことがありましたら、直ちに現状調査をして、適正に対処をしていくという形になります。

古沢委員

保健所に聞きます。

平成 8 年の分区条例施行後、この建物をめぐって経営者が二転三転します。分区条例の目的は、建築物は手段として規制するのだけれども、目的はおのずからわかるように、ここは飲食店の経営とか、物販、店の経営とか、そ

ういうことを土地利用の目的としては認めない地域です。にもかかわらず、平成 8 年以降、新規に経営者が何度も変わっており、その都度営業許可をおろしているのですが、なぜですか。

（保健所）生活衛生課長

私どもの食品衛生法の営業許可というのは、施設が公衆衛生上の見地からの基準に適合していれば、許可しなければならないというようなものでございます。この場所についても、居抜きでその建物を使っているというふうな営業形態になっておりまして、これについては先ほど来出てきております既存不適格、その形で、その場所については飲食店営業等ができる施設と認識しております。

古沢委員

これは既存不適格とは私は思いません。それ以前の建物です。既存不適格というのは、建築基準法に基づいて、確認申請などを行って、その後、別の法律や条例で網がかかった場合にその網がかかっている以外の形態で使われていても、存在していても、それは既得権として認める。ただ、先ほど言ったように、ある段階をとらえて、それは是正していくものなのだというのが既存不適格ですが、これはこのままずっと、要するにこの建物が朽ち果てるまで、何代にもわたって飲食店の経営者がかわっても営業許可を出し続けるのですか。仮に建物のことを言いますから、あれですけれども、このエリアでテント張りで飲食店をやりたいと、飲食の営業行為をやりたいと。仮にそういうことが認められるかどうかわかりませんが、仮設の建物でやりたいと。飲食店として必要なものがそろっていれば、営業許可をおろすのですか。

（保健所）生活衛生課長

この場合には、食品衛生法上問題がなければ許可はおろします。

古沢委員

行政実例を紹介します。食品衛生法は独立的に解釈され、適用されるべきものであるが、他の法律による規定を拘束するものではない。営業許可を出したから営業できるのだと。ほかの法律の網がかかっているけれども、それを押しつけるものではないという意味を言っているのです。他の法律による規定を拘束するものではないから、その施行に当たっては関係方面と十分連絡調整を図ることが必要だと。これが行政実例です。つまり営業許可を独立的に仮に出したとしても、分区条例がそこで飲食店経営を目的として認めない地域ではないですか。そうした場合に、保健所としては、何ら問題がないですという対応で構わないのでしょうか。

（保健所）生活衛生課長

食品衛生法上は問題がないのですけれども、私どもが許可を出す場合には、その土地が営業できる場所かどうか、その確認はしております。

それで、今回の場合も、先ほど申しましたように、平成 6 年当時から飲食店営業を行っているところで、これは営業をできるという認識がございまして、そのとおりしております。

古沢委員

これは宿題にしておきます。先ほど確認した意味合いがそこにあるのですが、既存不適格とはある段階をとらえて、是正をしていく趣旨なのだと。既存不適格の建築物だとしても、それ以前の違反建築物であるという問題もあるのですが、それは保健所の営業許可の問題も宿題にしておきますし、税務担当の方も宿題にしておきます。先ほど最後に答えたような方法で改善されていくかどうか、これは宿題にしておきたいと思います。

それと、本筋、最初の話に戻します。

実は 3 月に完了検査済みが出ていますが、その直後、10 日が 11 日ぐらい後に、免税店としてオープンするというチラシが市内にばらまかれました。全部ロシア語なのです。それで、庁内のロシア語にたんなる職員に解説をしていただきましたら、その一節に「さくら移転のお知らせ。地図をごらんください。3 月 26 日からさくらは新たな場所で営業を行います。」倉庫事務所として完了検査を行ったのは 3 月 15 日。3 月 26 日には「さくらは新たに新しい

場所で営業します。どうぞ新店舗にいらっしゃいませ。」こういうふうに訳していただきました。これが出回っていました。この問題は、建設部からすれば、どういうふうに対処するのですか。

（建設）建築指導課長

ただいまの御質問ですが、基本的に完了検査の段階で確認申請どおりの建物ができているかどうかという検査をしまして、完了検査の検査済証を交付しております。その後、建物の用途が当初の申請と違う用途に変えられたということなのですが、基本的にはこの用途規制というのは、分区条例上の用途規制になりますので、建築基準法で罰則なり使用停止、使用禁止という命令の措置は基本的にはとれないという形になってございます。

古沢委員

いや、だめです。建築基準法で言えば、法違反の場合の罰則規定、分区条例の違反の場合の罰則規定、分区条例に丸投げしても分区条例の罰則規定の方が低いのですから。けれども私が聞いているのは、倉庫、事務所として完了検査をして11日目に店舗としてオープンしているのです。これは分区条例うんぬんより、明快な用途変更ではないですか。用途変更をしないで、要は完了検査をくぐった建物が使われているのですが、それは当然違反建築物というふうにならないですか、建設部の方では。

（建設）建築指導課長

今申し上げている用途変更の件につきましては、分区条例に関係のない場所に、本来事務所を店舗に用途を変える場合につきましては、建築基準法上、用途変更の確認申請が必要となります。用途変更の確認申請を提出しないまま用途を変更していることが発覚すれば、それにつきましては基本的には用途変更の手続きをとってくださいという指導になります。ただし、今回の場合につきましては、用途変更をしようとする業態、店舗そのものが、その地域ではできない用途になっておりますので、その用途に変更する手続きをなささいという指導にはならないということで、基本的には手続きをとらせることができない。こういった用途変更なものですから、その変更そのもの、用途変更の手に違反しているということではなくて、あくまでも使っている用途が違反であるというふう判断することになります。

古沢委員

大規模な改修、改造をして店舗に変える、用途変更。そうではなくて、形態はそう変わらないけれども、事務所、倉庫で建てたもので物販が行われている。これも建築基準法で言えば、申請手続が必要な用途変更ではないのですか。

（建設）辻村主幹

用途変更についてでございますけれども、倉庫、事務所から物販店に用途変更する場合につきましては、いわゆる不特定多数の人が当然入る用途でございますので、その用途に供する面積が100平方メートルを超える場合には確認申請の対象になります。

古沢委員

これもちょっと宿題として、残しておきたいと思います。

建設部から港湾部に移ったというふうに私は受け止めていません。建設部のしかるべき対応、しっかりとした対応が必要な問題だというふうに私は考えています。

それで、もう結論に入ります。

この問題だけを抜き出して、その物販がだめだからということで規制をかけると、これも一つの方法でしょう。けれども、最初に言ったように、今まで手間取っているというのは、考えてみれば、さきに取り上げたような問題もあの一帯には、いわゆるルール無視と言ってもいいと思いますが、そういう状態が他にもあって、この問題だけ抜き出すようにして、一つの結論は出しづらいという問題は、やはり見ておかなければいけないと思います。当然、この分区条例に基づくしっかりとした是正を進めていくと、これが第一です。しかし、同時に、これも最初に言い



ましたけれども、なぜあのエリアを、あの地区を工業港区に取り込んだのか、現状の実態を無視するような適切とは言えない地域指定をしたのかという疑問を私は依然として持っています。つまり、分区指定の見直しなども視野に入れた検討というのは、土地利用を促進するという上からも必要ではないか。これは私の私見です。そういうことも含めて、今の議論を通じて、最後に市長の見解を伺っておきたいと思います。

港湾部長

市長というお話でございましたけれども、私からちょっと話させていただきます。

平成16年に一部改正したときには、勝納地区の見直しというのは、行われなかったわけでございますけれども、それ以降、年数がたっているということもございます。そして、今、国におきましては、規制緩和の一つの流れの中から、一部の危険物を扱う地区を除いて、いわゆる港湾関係に絡むような生活の利便性というのは、例えばコンビニエンスストアであるとか、あるいは郵便局、こういったものについても、そういった地区の中での設置については認めるというふうな、いわゆる分区指定の運用の見直しなんかも行われてきている流れがございます。

そういった流れの中で、私どもといたしましても、港湾の基本的な活動に支障がない限りであれば、いわゆるいろいろな経済活動に資するものだと、そういったものが出てきている状況もございますので、そういったものもいろいろ考えながら、今後建物用途の見直し等、そのあり方についてもやはり検討していかなければならないと、こういうふうにご考えてございます。

古沢委員

ぜひ改善方に向けて進めていかなければいけないと思います。さきに取り上げた問題が、仮に例えば土地の所有者、倉庫の所有者が市内のよく知られている企業であったり、その代表取締役が市の公職についている人だったり、そういったことが仮に理由だとして放置されているのだとしたら、もってのほかですから、それはそのまま放置しておいて、このさくらの問題だけを抜き出すようにという改善のあり方というのは本来あり得ないと思うのです。やはり調整、整合性をとって、しっかりと港のルール化に向けて取り組んでいただきたいと、そのことを要請しておきたいですが、市長、よろしいですか。

市長

今いろいろお話を聞きまして、私はさくらの話は聞いておりましたけれども、ほかの話は聞いていませんので、ちょっとよくわかりませんが、ただ、今、お話の中で分区条例上の問題あるいはこの地区に既存不適格の建物があるとか、建築基準法上どうなのかという、いろいろな問題が非常にあるようでございますので、今後どうしていくのか、よく庁内でこれは検討しなければならない大きな問題ではないかというふうに思っています。

北野委員

廃棄物最終処分場第2期拡張整備事業について

議案第1号、一般会計補正予算及び第7号、産業廃棄物処分事業特別会計補正予算に関して、廃棄物最終処分場第2期拡張整備事業費に関して伺います。

最初に、出していただいたこの最終処分場の平面図の左上に、埋立面積、それから埋立容量が書かれているわけですが、当初の平成8年10月の計画概要書に書かれているのと数字が違うので、これについて最初に説明し、なぜそうなったかということをお説明してください。

（環境）管理課長

第2期埋立地の埋立容量なり面積についてですが、平成7年から8年にかけて、埋立最終処分場の基本計画なり実施設計を実施しておりますが、その際にあわせて、2期部分についての面積なり埋立容量が掲載されております。当時は、埋立地面積といたしまして4万平方メートル、容量といたしまして22万2,000立方メートルということで掲載しておりました。今回、2期工事を施工するに当たりまして、平成17年度に基本設計を実施しております。

この基本設計を実施した際に、これはあくまでも地元町会との約束の中で、2期の埋立期間は6年間というふうな約束になっているものですから、その6年間の埋立容量について改めて計算いたしました。そうしましたところ、先ほど申しました平成8年の計画概要書当時と比較いたしますと、一つには、事業系一般廃棄物が平成12年に埋立処分手数料を有料化いたしました。その結果、事業系一般廃棄物が大幅に減量になっております。

これともう一つは、当時の計画書の中では、平成18年には焼却施設ができるという前提で計画は立てておりますが、平成7、8年当時の焼却施設というのは、ごみを焼却いたしますと、約2割の焼却灰が発生して、その全量を埋め立てるという計画になっておりましたが、御承知のように、この4月に供用開始いたしました北しりべし廃棄物処理広域連合の焼却施設につきましては、焼却灰を溶融する施設も設置されております。そういったようなことで、焼却施設の性能向上等もありまして、当時の計画からは大幅に少ないような状況でも6年間の埋立てが可能ということで、今回は埋立容量で13万立方メートル、面積にいたしますと2万9,000平方メートルということで、計画を立て直したところでございます。

北野委員

だから、結局、最終処分場の用地は、当時物すごくいろいろ問題があったわけですが、これを余分に購入していたということになりますね。

環境部次長

今、管理課長から答弁したのですけれども、結果としてそういうことになったわけですけれども、当時の想定としましては、それは正しかったものというふうに考えています。

北野委員

今いろいろ説明がありましたけれども、当時もごみの減量については基本方針でいろいろ議論になっていたのです。

ところで、余分に買った用地の面積で、使わないところは金額で幾らになりますか。

（環境）管理課長

ちょっとその部分、計算しておりませんでした。たしか当時は平方メートル当たり200円程度で買っていたと思いますので、1万1,000平方メートルということになりますと、220万円ほどになるかと思います。

北野委員

1万平方メートル以上余分に買ったと。そうすると、本日出していただいたこの資料が今のところ正解だということに理解していいですね。

次、補正予算説明書の10ページと28ページにかかわって、今回提案されている処分場整備費について詳しく説明し、かつ工事概要について、今出していただいたこの平面図の資料にも触れて説明してください。

（環境）管理課長

第2期拡張整備事業費に関しましては、この施設につきましては、一般廃棄物とあわせて産業廃棄物も埋め立てる処分場になっております。そのことから、埋立計画容量で案分いたしまして、一般廃棄物に相当する部分は一般会計で経理いたします。産業廃棄物に相当する部分については昨年設置いたしましたが、特別会計で経理するというふうになっております。

そこで、今回の補正予算説明書の10ページには、一般会計に相当する部分の事業費が計上されております。今年度の計上額といたしましては6,924万円。ただし、この事業につきましては、平成19年度から21年度の3か年の継続事業として実施いたしますので、3か年の継続事業費といたしましては、5億545万円となっております。

それと、特別会計部分につきましては、28ページの方に計上されておりますが、今年度の予算額といたしましては8,007万1,000円。これも同じく3か年の継続事業で、3か年の継続事業費といたしましては5億9,482万5,000円というふうになっております。なお、両会計を合わせますと、継続事業費の計といたしましては、11億27万5,000

円となっております。

それと、工事概要についてでございますけれども、お手元の資料の中で、中央から右側の方に黒く塗ったところがございます。その部分が先ほど来、説明しております13万立方メートル、2万9,000平方メートルの2期の埋立地の部分に該当いたします。ここの2期の造成費と、それとあわせて今回は資料の左側にピンク色で囲っている部分がございます。ここが1期の埋立地のうち、既に埋立てが完了した部分につきまして、遮水シートをかぶせまして、降った雨を埋立地外に排出するというを目的に、こういう遮水シートを設置する閉鎖工事を実施いたします。それがこの図面では左側のピンク色で囲っている部分でございます。

北野委員

そうすると、2期工事の面積は2万9,000平方メートルだと。余分に買ったのは1万平方メートルを超えているのです。これぐらい無駄なことをここではやっている、ということがひとつあるのです。それから、ごみの減量、焼却炉の近代化による、いわゆる埋立ての総量が大きく減るといふことの判断が非常に甘かったといふことで余計な買い物をしているということですね。

それで伺いますが、1万平方メートルを余計に買ったといふのだけれども、この図面で言えば、どの部分に当たるのか。

（環境）管理課長

資料で示しますと、この黒い部分の下側の部分になります。

北野委員

だから、これでいけば2万9,000平方メートルに対し1万平方メートルだから、3分の1に匹敵するくらいのところを、いわゆる余計に買ったといふことなのですね。

そこでお尋ねしますが、今回の2期工事をやるに当たって、1期工事の閉鎖工事という表現をお使いになりましたけれども、どういうわけで今までの埋立てを完了したところに遮水シートをかけて、水を遮断するという工事を2期工事に当たってやらなければならないのですか。

（環境）管理課長

今回2期工事の施工に当たりましては、国の交付金制度を活用いたします。そのほかに、北海道知事に対して、廃棄物処理施設の変更届というのを出さなければなりません。これらの施設の指針となるものに、環境省が示した、当時は厚生省なのですけれども、廃棄物最終処分場に関しての指針というのがございます。これが、平成12年に指針が改正されました。当初つくったときには、2期分もひっくるめて水処理施設を整備はしているのですけれども、当時は過去20年間の雨量データを基に、平均的な雨量を基に水処理施設の容量を決めなさいといふふうになっておりました。

ところが、平成12年に改正になりました指針では、過去15年間の雨量データを基に、最大の降水時の1年間の降水量を用いるといふふうに変更になっております。この根っこにあるのが、平成8年当時の基本計画時には、雨水処理施設の規模を決める際に、一定程度埋立地の処分地内での貯水というものも考慮した計画を立てるようになっておりましたが、この平成12年の指針の改正に伴いまして、埋立地内での貯水はされないような容量で計算しなさいといふふうなことに変更になっております。そのためには、先ほど答弁しましたけれども、この整備に当たりましては、国の交付金制度なり、道に施設の変更届を提出しなければならないものですから、これらが受理されるには、新しい指針に基づいた水処理がされるといふことの前提が必要になりますので、今回その水の低減対策といたしまして、1期埋立地の閉鎖工事を実施するということでございます。

北野委員

わからないですね。要するに、ここで埋立てをやるわけでしょう。この下の方、今出している資料は、平成8年10月に我々に配られた資料の図では、ここの黄色の部分なのです、そうでしょう。そして、処分場のずっと下の方

に、排水処理施設、それから調整池が設けられている。だから、環境部管理課長の答弁は正確な答弁だというふうに、私も今注意深く聞いていましたから、それに間違いのないのだけれども、要するに今まではこの資料で言えば、このところにバルブをつけて浸出水を下の調整池、そして処理施設に送っていたわけでしょう。浸出水が雨とか雪解けのときに多くなると、バルブを閉めて処理能力に影響が出ないように、言ってみれば、埋立地の中に水をためておくと、汚い話なのだけれども。これが今度の改正でそういうことをしてはだめだと。全部バルブで閉めて、この埋立地の中に浸出水をとめ置くというのはだめだというふうになったということでしょう。そういうことを課長が答弁したのです。

そういう変更はいいのです。その基準はそうかもしれないけれども、私の疑問は、平成 7 年から 8 年、私が手にしているのは平成 8 年の計画概要なのですけれども、このところで、融雪期も計算に入れてカウントしているのです。どうのように融雪期は対応されましたか。

（環境）管理課長

確かに融雪期、特に平成 17 年度の冬については、非常に大雪だったわけでございますけれども、16 年の冬が明けた 17 年の春ですけれども、融雪期に相当水の量が多かったですから、17 年の 12 月から 18 年の 3 月にかけての大雪に際しては、あらかじめ相当の降雪があったという実績の中で、埋立処分地内に積もった雪を埋立地外に搬出する作業を実施しておりました。その結果、18 年 5 月、6 月ぐらいの浸出水は前年に比べると少ない量で済んだという結果になっております。

北野委員

もう少しよくわかるように答弁してほしいのだけれども。

要するに、平成 17 年の春のときは、雪解けの水が多かったから、18 年の 1 月から 3 月にかけて大雪が降ったから、そのときは埋立地の上に降った雪を除雪して区域外に出したということでしょう。そして、いわゆる融雪期の浸透水を少なくしたと、こういうことですね。それで浸出水が出るのが非常に少なくて、処理施設に負荷がかかることがなかったと、こういう説明ですね。

そう言うのであれば、今回のこの資料のピンク色のところ、ここに閉鎖工事を行うとなっています。面積が幾らで、予算説明書で言えば、遮水シートをかぶせるのに、金額は幾ら組んでいるのか。

（環境）管理課長

閉鎖工事の面積ですけれども、約 1 万 6,000 平方メートルというふうになっております。額につきましては、トータルの工事の中での一部ということで記載しておりますので、正確な数字ではないのですけれども、約 2 億円弱くらいになっております。

北野委員

シートをかぶせるだけで 2 億円もかかるのか。どんな工事をやるのか。

（環境）管理課長

私どもも当初コンサルタントに話を聞いたときは、単純に何かブルーシートみたいなものをかぶせるだけなのかと思ったのですけれども、実際に埋立地にかぶせるシートといいますのは、まずはその埋立地内でいろいろ生物反応とかもありますので、それなりの透水性といいますか、そういったシートをかぶせる必要がございます。それともう一つは、埋立地の地形自体もどんどん変化していきますので、そういったものにも対応するようなシートでなければならぬということで、それなりの額が算定されているということです。

（建設）建設事業課長

工事担当の方でちょっと補足いたしますが、今回の工事については、ごみの上に盛土をして、今申しました遮水シートをかけます。また、盛土をすると。こういうサンドイッチで全体を覆うというような工事で、その遮水シートの金額が結構大きく占めておまして、技術的にも浸出水を漏らさないような形で行いますので、そういった工

事で金額も大きくなっております。

北野委員

今の環境部管理課長の答弁と建設事業課長の答弁とちょっと変なのだけれども、遮水、水を遮断するシートなのだけれども、課長は何か水をちょっと通すような話もしていたのだけれども、建設事業課長の答弁は水を遮断すると言うのでしょうか。どちらが本当なのか。

（環境）管理課長

透水性という言い方がちょっとまずかったので、透過性といいますか、気体をそれなりに通すことのできるようなシートだということです。

北野委員

あなたの答弁を聞くと、そうしたら、2億円もかけてかぶせて、水を遮断できないのではないのか。通気性のよいシートというのは、入ってくるのは遮断して出ていくのだけはいいと、今はやりの。そういうシートなのですか。どういうシートなのか。

（建設）建設事業課長

素材からいいますと、ベントナイトという鉱物系の素材を使いまして、水を含みますと上から降った雨水が入らない。ただ、今申しましたように、通気性がよいといったような特性を持った素材です。

北野委員

それで、私は予算を審議する上で、ちょっと疑問なのだけれども、建設部に聞くけれども、1万2,000平方メートルを除雪するとなれば、完全な除雪でなくても、0.5メートルなりを残して除雪だけするとなれば、隣の市の土地に移すだけだから、ブルドーザで持っていけば、幾らかかりますか。

建設部次長

例えば作業する機械とか、雪を持っていくスペース、地形条件で一概に金額が幾らとはなかなかできないものですから、今言った2億円という話にはなりませんけれども、やはりかなりの広い面積ですから、ブルドーザで押すにしてもかなり時間がかかるということですので、それは当然それ相当のお金がかかると。

北野委員

これから私の言うことを想定して、ややこしい答弁するのではない。何も隣の市の土地に、ブルドーザで押して置いてくるだけでしょう。いわゆる置き雪の苦情もないのだし。簡単な話でしょう。試算はできないのか。

建設部次長

ちょっと今ここでは即答できなくて大変申しわけございません。ただ、ブルドーザなど通常機械によって押す距離というのは、何百メートルも押すということにはなりませんので、普通ブルドーザの場合であれば、80メートルが限界と言われております。その中で、やはり広いところでブルドーザだけで押していいのか、当然ダンプで積んでおろすということもありますので、いろいろなこともございますので、大変申しわけないのですけれども、ここで即答はできません。

北野委員

環境部に聞くけれども、平成18年の春に埋立地の上に積もった雪をどけたでしょう。費用は幾らかかったのか。

（環境）管理課長

当時はこの埋立地を維持管理している業者に、それに上乘せする形で委託をかけたわけなのですがけれども、その当時ちょっと手元に資料がないのですけれども、200万円ほど委託料を上積みしたというふうに記憶しております。

北野委員

詳しい金額は後で聞きます。

そこで伺いますけれども、今回の補正予算で、ここにシートをかぶせるだけで 2 億円かかると。こういう工事を出しているのだけれども、これをやらないと許可しないと、2 期工事の事業を許可しないと、こういうことになっているから、2 億円もかけてシートをかぶせると。今言ったように、200 万円あれば雪をどけられるのでしょうか。冬、雪をどければいいのでしょうか。なぜ 2 億円をかけてシートをかぶせなければならないのか。

環境部次長

これ今融雪期の雪だけではなくて、9 月、10 月の台風時の雨もございまして、雨は「雨かき」はできませんので、そういうことも想定した中でシートをかける。

北野委員

いや、そうやっておっしゃるから聞きますけれども、1 期工事から始まって、調整池とか、あるいは汚水の水処理施設に流れ込んで処理した浸出水、汚水を処理した量の変遷を述べてください。台風もあれば大雨もあったのだから。

（環境）管理課長

量なのですけれども、平成 15 年度以降で説明いたします。平成 15 年度が年間で 6 万 3,328 トン、1 日平均にいたしますと 173.5 トン、16 年度が 6 万 5,596 トン、1 日平均で 180 トン、17 年度で 6 万 9,467 トン、1 日平均で 190 トン、18 年度で 6 万 645 トン、1 日平均で 166.2 トンというふうになっております。

北野委員

それだけならわからないです。一番処理した月とか日、記録にあるでしょう。雪をどけたから融雪期は大幅に減ったという説明もあったから、今までで最大値の月、それから最大値の日は、何トン処理したのか。

（環境）管理課長

今まで月単位にして一番多かったのは、平成 17 年 4 月に月で 1 万 1,380 トン処理しております。

北野委員

それで、1 日幾らになるのか。

環境部次長

今の件ですけれども、30 日で割りまして、1 日平均約 380 立方メートル、380 トン程度です。

北野委員

処理能力の範囲内でしょう。今まで処理能力を超えたということはないのでしょうか。

（環境）管理課長

確かに月を平均するとそのくらいになりますけれども、1 日単位で見ますと、まさに 500 トンを毎日処理して、なおかつ 1 万 7,500 トンの調整池がございまして、それがぎりぎりになったというのが、この平成 17 年 4 月の一時期ございました。

北野委員

だから、今までの実績からいって、4 月の融雪期が一番浸出水の量が多いと。だから、そのところをブルドーザでちょっとどけておけば、別に 2 億円は必要ではないのだ。この国の方の基準の改定で、小樽市が 2 期工事をやるというときに、何でこんな注文をつけて 2 億円もの余計な金をかけなければならないのかという点が一つです。しかも、平成 7 年から 8 年のときは、当時たしか私の記憶では、私は当時議員をやっていませんでしたから、議員をやっていた方に聞いたら、小樽市の計画は 1 期、2 期と分けなくて、1 回で全部最終処分場をつくる予定だったと。道か国が知らないけれども、クレームがついて、はるか先だから 2 期に分けてやりなさいと、こういう指導があったと。それで、1 期、2 期に分けたというふうには聞いているのです。そうすると、何でも国の都合で、今度 2 期工事が始まる時は、こういう立派なシートをかぶせなければならない。そういうふうにしなかったら 2 期工事は認めないと、こんなむちゃくちゃな話があるかい。ちょっと除雪をすれば金をかけないで済むのです。2 億円を

かけるのと200万円の除雪費。この金のない小樽市がとんでもない負担をかぶることになるのではないですか。

環境部長

今、委員のおっしゃる 2 期工事に分けたときの当時の状況ですけれども、これは国の指導の中で、遮水シートの部分が年月が長くなると劣化するという部分がございます、当時は 2 期に分けたという経過があります。

それと、今の除雪費の話でございますけれども、過去の実績を、今担当の方から話しましたけれども、これはまだ 2 期工事にかかる前の実績値でございますので、これから 2 期工事に入っていきますと、区域が増えていきますからさらに浸出水の量は増えていくということになります。

それで、この浸出水を処理するに当たりまして、量が増えれば施設が足りなくなる。それでは施設を増設した方がいいのか、今言ったこの遮水シートでもって出てくる量を、今の施設にあわせてやった方がいいのかと、そういう部分も検討した中で、今回のこういうシートをした方がいいということで国の方も事業を認められましたので、この方向で今進めているところでございます。

北野委員

今、部長がおっしゃったけれども、2 期工事に当たって、1 期でつくった污水处理施設の容量が足りないから、新規につくるといったら10億円以上かかるのでしょうか。以前の計算を見たら、13億円ぐらいという試算が出ているから。それよりは2億円のシートをかぶせた方がいいというのが国の指導です。国がそういう勝手なことをやって、そうでなかったら、許可しないと。こういうようなやり方で、金のない小樽市がわずかに年200万円あればいくらでも4月の融雪期を乗り切ることができるのに、2億円もかけてシートをかぶせなければならないなんていう、そういう話というのは通らないと思うのです、市民の皆さんに聞いたら。これ、市長どうですかね。こんなむちゃなことを補正予算で認めてくれと言ったって、ああ、そうですかというふうにならないのではないですか。私は、市の財政が厳しいから、もう事業をやるにも市長のおっしゃるとおり、あらゆることを検討して金がかからないようにすると。わずか4月、1か月のためですよ。何で2億円をかけなければならないのですか。

環境部長

この浸出水の関係については、先ほど担当の方から言っていますけれども、平成12年に国、環境省の方で、こういう施設にかかわる基準が、例えば施設の安全であるとか、そういう部分から指針を変えてきたということですから、当然、補助事業でやる場合には、そういう指針にのってやっていかなければならないと、こういうことを考えまして、今回こういう形のものになったということですので、御理解を願いたいと思います。

市長

こういう浸出水の処理というのは、環境問題にかかわる問題だと思うのですけれども、私もいつも環境部からこういう説明を聞いたときに、かっかかっかと頭に来るのですけれども、前にこの水処理施設ができたすぐ後に、何か環境の基準が変わったというので、新たな設備をしたというので、また何億円かの金が必要になるということで、一体環境省のこのような指導は何だというふうに、担当の方に大分聞いた記憶があるのです。そういうことで環境基準といいますか、これもちょこちょこ変わっていくというのが一つあります。それから、今回の件につきましては、新しい埋立処分場から出る浸出水があって、この水処理施設の処理能力がどうなのかという、そういう問題もありますので、そういう観点から今回この遮水シートを張るということになったのでありまして、我々も費用をかければいいという話ではなくて、できるだけ少ない費用で環境基準が守られて、きちんと処理できれば一番いいわけですけれども、今回はこの閉鎖工事というのは、やむを得ないのかという判断はしております。

北野委員

最後ですが、結局この1万2,000平方メートルの場所に、シートをかぶせると。その工事は材料である先ほど建設事業課長がおっしゃった何とかというシートを買ってくれば、地元業者でもできるのでしょうか。

（建設）建設事業課長

今、施工管理については、考察中でございますが、地元の業者が参入できる、そうした配慮をしながら、今後そういった技術面やそういったものも検討したいと思えます。

北野委員

いやいや、市長もおっしゃっているし、あなたもおっしゃっている。地元業者が参入できるように努力するというのはいいのだ。2 億円の工事を地元業者ができるのですかと聞いているわけです。

建設部長

コンサルタントに伺いましたところ、この素材についてはメーカーの下請でやるという方法と地元業者がそういう教育を受けて施工するという二つの方法があるというふうに聞いてございますので、今回の事例でどちらか採用できるのかを今検討しているという状況で、ただ基本的には地元が参加できるような方向で検討はしたいというふうに思っています。

北野委員

これは疑問がありますから、後ほどまた聞きます。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

-----  
山田委員

一般質問に関連して 1 点のみお聞きいたします。

バイオディーゼル燃料について

本日の新聞でもバイオディーゼル燃料ということで、新聞報道がありました。まず、そのバイオディーゼル燃料について知っている範囲でお聞かせください。

（環境）廃棄物対策課長

バイオディーゼル燃料につきましては、本日の新聞に出ておりましたのは、家庭から出される食用油を精製処理して、軽油の代替の燃料として使用する、これがバイオディーゼル燃料ということになってございます。

山田委員

新聞報道ですが、本市においても、朝里幼稚園でこのバイオディーゼル燃料を利用したスクールバスの運行がされていると記事には書いてありました。

まず、本市における、食用油に関する消費量、廃食用油の量についてお聞かせ願いたいと思えます。

（環境）廃棄物対策課長

現在、家庭から排出される食用油の処理方法でございますけれども、これにつきましては、紙、また布などに余った食用油をしみ込ませて燃やすごみとして出すか、又は凝固剤で固めて燃やすごみとして出すかということの処理を指導しておりますが、それらの量につきましては、私どもの方では把握してございませんので、燃やすごみの量に含まれておりますので把握できません。

山田委員

廃棄物として処理されて、実際リサイクルはされていないということですね。

そこでお聞きいたします。

この廃食用油の引取り業者がいるのか、また本市においているのかについてお聞きいたします。

（環境）廃棄物対策課長

ただいまの御質問にありました家庭ではなく、食堂などの事業所から出される廃食用油の現状でございますけれども、これについては市内に廃油処理業者がおりまして、処理料金を徴収した上で、自社の工場で精製処理して、



軽油の代替燃料、バイオディーゼルではなくて、重油の方の代替燃料として販売している業者がおります。また、こういう販売業者ではございませんけれども、一部消費者団体などでは家庭用の廃食用油を使いまして、石けんなどをつくってごみを出さないと、そのような活用を図っている団体もございます。

山田委員

いわゆる財政悪化の折、経費の削減という意味でこれからお聞きします。

学校給食調理場の廃棄物処理について

本市も学校給食調理場を 2 か所運営していると思います。まず、この施設で使われた材料に関連して、段ボールまた生ごみなどの事業廃棄物の処理方法と経費についてお聞かせください。

（教育）学校給食課長

新光とオタモイの学校給食調理場のお尋ねでありますけれども、給食調理作業に伴うちゅうかい類などにつきましては、産業廃棄物として運搬処理を委託してございます。分別の区分としては、5 区分に分別し、処理業者に委託をしてございます。

山田委員

関連して、廃食用油の処理方法、処理経費、これについてお聞かせ願いたいのですが、私がある市内の業者に聞いたところ、およそ 2 週間に 18 リットル缶で四、五缶、こういう廃食用油が出ると聞いております。まず、その処理方法、処理経費についてお聞かせ願いたいと思います。

（教育）学校給食課長

調理場からも食用油が廃油として排出されます。先ほど環境部から答弁がありましたけれども、廃油の処理ができる産業廃棄物の運搬処理の資格を持っている業者に委託してございます。そういったことで、処理を依頼しているところでございます。

山田委員

そうすると、その委託というのは、経費をかけて処理をしているのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

（教育）学校給食課長

経費の関係でございますけれども、平成 18 年度の単価ですけれども、1 リットル当たり 12 円ということで契約をしておりました。委員がおっしゃいましたように社会状況のこういった変化もございまして、19 年度からは無料で引き取っていただくような形で協定を締結しているところでございます。

山田委員

平成 18 年はこういうふう経費をかけて処理し、今年度からは無料ということによろしいですね。

それでは、現在は無料で引き取る業者がいます。逆に今後、再度処理が有料となることも考えられますが、その場合の市の対応、また見解をお聞かせ願いたいと思います。

（教育）学校給食課長

今お尋ねのありました関係でありますけれども、私どものところに 2 社ほど照会といたしますが、尋ねてこられた業者がいました。ただ、お話を聞いておりますけれども、まだ処理を始めた、これから事業を開始される業者もいますし、これから事業がどうなっていくのかと思ってお話を聞いているところでございます。いずれにしましても、市として廃油処理を依頼するというのでありますから、やはり産業廃棄物として処理が適正に行われるように、資格のある、そういった方が大前提だと思っております。それから、また、有価的な扱いが今後どうなるかということにつきましては、よく状況を見ていきたいというふうに思っております。

山田委員

ということは、この予算説明書に計上されているその処理費用としては、役務費に当たるのでしょうか。

（教育）学校給食課長

今年度は無料ですので、特に支出の関係はございません。

山田委員

今までかけていた経費がなくなるということで、こちらの予算説明書に反映されているのかということでお聞きしたのです。

（教育）学校給食課長

今年度、調理場の関係の予算としては、特に予算計上をしておりません。

山田委員

計上されていないのはわかりました。そうしたら、昨年と比べて、どれくらい削減されたか聞かせていただきたいと思います。

（教育）学校給食課長

昨年度の学校給食関係の廃油処理の経費につきましては、12万8,234円という金額でございます。これが19年度は支出がないということでございます。

山田委員

あらゆる面で財政削減の必要があると思います。明日からまた、いろいろな形の削減方法また増収の方法ということで聞いてまいります。

井川委員

市税の納期について

市税の納期についてお尋ねいたします。

現在、市民税も固定資産税も4期に分けて納付書が送られて参りますが、今一般市民の方、今年から特に税金も上がりまして、皆さん、払えるだろうかと心配しているということを大変耳にしております。

そういう中で、現在、滞納額はどのくらいございますか。市民税と固定資産税で別々をお願いいたします。

（財政）納税課長

平成18年度決算の市民税と固定資産税の滞納額なのですけれども、現年課税と滞納繰越を合わせまして、市民税は4億9,087万1,466円です。それと固定資産税につきましては、23億8,332万7,724円となっております。

井川委員

大変な滞納額がございます。こういう滞納額を少しでも減らすということで、納期を4期に分けているということに私はちょっと問題があると思うのです。これは法律で決められているそうですから、変えることはできないのですけれども、こういう払えない方については、どのような指導というか、相談に乗っているか、ちょっとその辺の対応の仕方についてお聞きします。

（財政）納税課長

払えない方と言いますが、滞納者に対する納税課の今までの対応なのですけれども、現在、納税課では高額と市外を扱う特別滞納整理班、それと市内関係を扱う3係です。それと、集金業務専門の嘱託職員、この者たちによって滞納整理業務を行っていますけれども、日常業務では当然滞納者との納税交渉、それと集金業務等を行っています。それとあと毎月なのですけれども、中旬ごろに2回の電話催告をやっております。あと、月末に夜間臨戸訪問というのもやっております。そのほかにも預貯金や給与照会などの財産調査を行いまして、押さえられる財産があれば差押えをするという、こういうものを強化していきたいと思っています。また、7月に入ったら、臨戸週間という期間を設けまして、平成18年度の現年から滞納繰越になったもの、滞納者の方なのですけれども、この方たちすべてを訪問しまして、納税交渉を行う予定であります。これは、昨年もやっているのですけれども、不在の場合、

不在通知を入れて終わるといったことがありましたので、今年につきましては、1 回目を行って不在でも、2 回目に行って何とか直接面談をします。やはり直接お話しをしないと、なかなか納税してもらえないということもありますので、ただ文書を送るのではなくて、なるべく滞納者と徴収員が話をするという、これを強化してやっていこうと思っています。

そのほか、今年は道税事務所と協力しまして、共同電話催告というのを実施しようと思っています。それで、現在、事務方でどういうふうにするのか、詰めているところです。

そのほか、今回の税金が高くなったということでは、今までも当然やっているのですけれども、相談を受けましたら分納というか、分割納付もやっていますので、その状況等を聞きまして、これからも進めていきたいと思えます。

あと、夜間の納税相談の窓口なのですけれども、これにつきましても、以前は月末にやっていたのですけれども、これにつきましても、納税者の方が相談しやすいように、6 月から毎週木曜日に開設しております。一応そういうことで、滞納については粘り強く交渉していきたいと思っています。

井川委員

大変な苦勞をされていますけれども、それだけ苦勞して、幾らか、例えば何千万円とか、何百万円とかという、そういう納入がありましたでしょうか。

（財政）納税課長

何千万円という目に見えては無いのですけれども、ただ契約管財課の方で、今年入札の関係でやはり滞納している方については、全部納入しないと入札資格に登録できないというところでは、やはり130万円とかそういう納入はありました。平成18年度、若干昨年よりは現年課税については0.5パーセントぐらいはちょっと上がったものですが、何とか私たちがやってきている滞納対策につきましても、努力が実ってきているのかとは思っています。

井川委員

昨年より0.05パーセントでも0.1パーセントでも上がるということは、大変な努力は本当に認めるのですけれども、とにかく税金が上がるといことは大変市民にとっては納めづらい、とにかく納期が4期に分かれて、市民税と固定資産税と来るのです。重なってはいないのですけれども、実際に払う人にとってみたら、毎月のように支払い地獄ですね。そうすると、やはり皆さん払いづらいので、3,000円でも5,000円でも、例えば15万円あるからと何が何でも毎月1万円ずつくださいではなくて、5,000円でも3,000円でも払える部分については、とにかくいただくということで頑張っていたかなければ、この28億円があれば、市も大分助かるわけですから、とにかく夕張市の二の舞にならないように、何とか税金を払ってくださいと、頭を下げて皆さん住んでいるからには義務があるということをお願いをして、何とか税金の滞納を一銭でも少なくするように努力をしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

（「井川さん、20億円マイカルです」と呼ぶ者あり）

成田（晃）委員

今、井川委員の方から、市の財政がひっ迫している状況、手にとるようにお話してくれましたけれども、私も財政にかかわる問題で代表質問をさせていただきました。

地方財政健全化法について

国会で成立したいわゆる地方財政健全化法の中身についてなのですが、実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、その四つの指標が新たに示されたわけなのですが、それぞれのうち、小樽市の現在置かれているパーセンテージがそれぞれあるのですが、その中でまた財政の再建基準と、その基準はどこにあるのかということを示されなければ、市民も大変でしょうし、市の職員の方々も大変だと思う

のですけれども、その辺のとらえ方というか、それはどのような形になっているのか、わかる範囲で教えてください。

（ 財政 ） 財政課長

今回の法案に関してなのですが、今、委員の方からありましたように、早期健全化ですとか、再生基準、これは政令の中で今後決めるということで、それにつきましては、国会の方の審議の答弁を聞いていますと、年内に決めるということで、菅総務大臣が答弁しております。我々の聞いている範囲では、この基準自体、平成20年度の決算から適用されるということなので、20年度から適用となると、20年度予算については今年の秋口から予算編成作業というのが始まるので、国の説明会の資料などでは、20年度の予算を組むまで、秋か冬前までには示したいというような説明がございました。

あと、どの程度の基準で設置されるのかということなのですが、この中の実質赤字比率と実質公債費比率につきましては、18年度に地方債が許可制から協議制に移る中で、この比率の指数というのが示されております。今回の法案の成立の中の委員会審議を見ますと、この二つの比率については、現行の考え方、比率で持っている基準なんかを基に決めたいというようなことが答弁されております。

あと連結実質赤字比率、これは一般会計に公営企業ですとか、ほかの特別会計の赤字の分とかを含んだ場合の比率なのですが、これについては、これも秋までに決めるのでしょうけれども、新聞報道によりますと、総務省の幹部職員が大体夕張市が適用になっている再生基準というのは、25パーセント程度になるというような形で、新聞紙上に載っているものもございました。

また、もう一つの将来負担比率につきましては、この法については、政令とか省令に委任している部分が多くございます。我々も計算しようかと思ったのですが、第三セクターなど、市が出資している法人なんかのどこまで拾うのかというのは、政省令の方に委任されているということで、出資率が自治法なんかで決めている50パーセントとか25パーセントとか、どこかその辺の比率では決まるのしょうけれども、その部分がわからないということで、市長の答弁の中でも、この比率についてはまだ算定できない状況にあるということで示させてもらっております。

状況につきましては、はっきり言いますと、赤字を抱えている、また実質公債費比率も現行基準でいう18パーセントを超えているということで、少なくとも厳しい状況にはあるというのは事実でございます。ですけれども、この基準がどこに引かれるか、それによってどうなるかというふうな部分については、まだ見えていない部分があるということでございます。

成田（ 晃 ） 委員

見えない部分で推測するのは大変なことだと思いますけれども、国が示しているこの部分というのは、やはり地方自治体として同じ国の中で、一生懸命作業されている地方自治体というのは、市民イコール国民なのです。これに対して、公益的な事業を行っている部分の中で、やはり小樽市だけの問題ではなくて、公益的な観点でのもの見方から、そういうものを全国市長会とか地方六団体、そういう中で発信して、そして地方自治体の置かれている立場、そして現在、国が示しているこういう財政再建に対するの厳しいこの問題について、強い意見を持って向かっていただきたいと、そういう気持ちでありますので、ぜひそういう取組をしていただきたいと思っておりますけれども、市長、どうでしょうか。

市長

国の言い分といいますか、どうも国が非常に厳しいと、今日の新聞ではないですけども、800兆円を超える赤字を抱えていますと。地方はまだまだ楽だというような、そういう意見が非常に多いのです。これはなぜかと、何で地方が楽をしているかという、何か根拠があるのかという質問を1回したことがあるのですけれども、要するに大阪市の例なんかで、例えば職員に背広を配ったとか、ああいうのが大々的に発表されまして、もう地方は好きなことをやっているのだというような考え方がまだ霞ヶ関にあるのだという話をしていましたけれども、実態としては

確かに今裕福な自治体もあります。一方では、今回のこの連結をやると、全国で100を超える自治体が赤字になるのではないかというような話もありますし、いろいろな見方があるようでございますけれども、特に私は問題なのは、連結した場合に、例えば病院の問題で、公立病院を抱えている自治体というのは、大体赤字を抱えていますから、ですからそういうものも全部一律にやるのはどうなのかという感じを持っていますので、そういう意味では基準を設定する場合に、全国一律といいますか、統一的ではなく、特殊な要因というものはやはり除外すべきではないのかという感じを持っていますので、そういう問題について、機会があればぜひ発言をしていきたいというふうに思っていますし、多分秋口に基準が決まると思いますが、その基準次第で大分市町村の財政状況というものが見明らかになってくると思っていますので、そういったものを見ながら、我々としては地方六団体といいますか、全国市長会でもこの部分については非常に興味を持って見ておりますので、場合によっては大きな運動になる可能性もあるのではないかとこのように思っています。

成田（晃）委員

ぜひ、小樽市が財政再建団体に陥らないように、我々市民も市長をバックアップしていかなければならないという、そういう気持ちでありますので、全庁挙げて取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時36分

再開 午後 3 時00分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

-----  
高橋委員

それでは、代表質問にかかわって何点が伺いたいと思います。

学校カルテについて

初めに、教育委員会に質問をいたしますけれども、学校カルテということで以前からデータベースの必要性として、何回か提案をし、質問もしてきました。答弁によりますと、平成17年からスタートしているということですが、17年の何月からスタートしたのか教えてください。

（教育）総務管理課長

平成17年の3月か4月ぐらいからだと思います。

高橋委員

それで、現在までの間の状況を若干説明していただきましたけれども、途中でアスベストの問題があって中断をしたということですが、中断した時期はいつですか。

（教育）総務管理課長

中断した時期でございますけれども、平成17年の秋口ぐらいから18年まで、ずっと学校カルテに関しては中断してございます。

高橋委員

逆に言うと、3月から秋までしかやっていないということですか。その辺を教えてください。

（教育）総務管理課長

内容的には、施設の概要とか、それから改修履歴等のデータベースのそういった蓄積に努めていた部分でござい

まして、実質的にはその程度かなと思っております。

高橋委員

どういうメンバーで、何名でどういう作業をしたのか、もう少し詳しく教えてください。

（教育）総務管理課長

この作成に関しましては、施設係長と係員が 2 名とそれから担当課長である教育部総務管理課長がかかわった部分でございます。作業内容につきましては、先ほど申し上げましたように、この施設の概要あるいは改修履歴についてのカルテのデータベースということで、ファイルづくりといいますが、そういった作業に努めたところであります。

高橋委員

よく見えないので、質問しているのですけれども、学校が全校で何校あって何校までできたのかというか、データベースをそういうふうにファイルしたのか、教えてください。

（教育）総務管理課長

小学校 27 校の中学校 14 校の合計 41 校分のファイルはつくってございます。

高橋委員

その作業内容ですけれども、もう少しわかりやすいように言ってくれますか。

（教育）総務管理課長

内容につきましては、例えば施設概要、建物の構造とか面積あるいは機械の概要、それから改修履歴に関しましては、これまでの修繕なり増築とか、そういった部分のデータの整理に努めたところであります。

高橋委員

それでその基礎データとカルテというふうに変更してというか、流れていくわけですけれども、その基礎データとカルテとはどういうふうに違うのですか。

（教育）総務管理課長

まず、その施設の概要とそれから改修履歴等につきましては、基本的に客観的なデータということで、それからちょっとまだできていないのですけれども、これから実施を予定しています建物の現状調査、こういったものをしていく中で、要は今あるデータとそういった現状調査とのデータを作成した上で、この現状の分析というのですか、例えば簡単に言いますと、老朽度とか、そういった今後の改修に向けてのどの程度の緊急度とか、そういったものの分析等も必要になるかと思うのですけれども、そういったもののデータ化をすることによって、学校それぞれのカルテとしての形になっていくと考えております。

高橋委員

そうですね。調査して分析しなければ意味がない。カルテですから、診断して内容を書いていかなければ意味がないということですね。そうしますと、答弁だと年度内に基礎データをまとめるということは、基礎データはまだまとまっていないということになりますか。

（教育）総務管理課長

今考えてございますのは、これから各学校に現状調査というか、そういったものをしていきまして、その中で最終的にトータル的なデータを取りまとめていきたいということで考えてございます。

高橋委員

ということは、年度内にそのデータをつくる作業をして、来年度以降にカルテに向けて調査とか、分析をするということでもいいのですか。

（教育）総務管理課長

年度内に、先ほど言った現状調査を済ませまして、次年度以降で分析あるいはカルテというものにしていきたい

と考えてございます。

高橋委員

私は何かその進ちょく度というか、非常に遅いというふうに思います。ですから、何かネックがあるのかというふうに思うのですけれども、問題点は何ですか。

（教育）総務管理課長

例えば、こういった部分につきまして、例えば外部に委託できればいいのですけれども、なかなかそういった状況にないということの中で、ちょっとやはりマンパワーの部分で若干時間がかかるということと考えてございます。

高橋委員

建設部からの協力は得られないのでしょうか。

（教育）総務管理課長

そういったことも含めて、今後、建設部とも協議してまいりたいと考えてございます。

高橋委員

建設部に伺いますけれども、今の話はどうでしょうか。

建設部長

学校関係もしかり、また他の公共施設に関しても、カルテの作成をずっとやってございます。その中で、所管の部とは連携をとって行ってございますので、技術的な面は建設部が担うというふうに考えてございますので、それについては鋭意進めているというふうに考えてございます。

高橋委員

わかりました。ぜひ協力していただいて、早くつくってほしいと思います。

次に、財政問題で何点が伺います。

財政健全化計画について

小樽市財政健全化計画、一般会計ベースということで、以前に資料をいただいております。

まず、この3ページにある「はじめに」という中で、赤字限度額11億560万円という数字があります。地方財政法施行令第8条第2項の規定によりということがありますけれども、これについて説明してください。

（財政）財政課長

この赤字限度額につきましては、「はじめに」の中にもございますが、平成18年度から地方債制度が許可制から協議制に移る中で、示された基準でございます。今ありましたように、地方財政法施行令第8条のところに、要は標準財政規模に応じ、一定の額を超えるものというか、超える団体につきましては、従前の許可団体ということで規定がなされております。その中で、これの基になっているというのは、現行の財政再建法でありまして、都道府県につきましては、標準財政規模の5パーセント以上、市町村につきましては標準財政規模の20パーセント以上を超えると、赤字の財政再建団体になるという現行の基準がございまして、その基準を基にその半分というか、5パーセントであれば2.5パーセント、20パーセントであれば10パーセント、その基準に基づきまして、この地方財政法施行令第8条第2項が決められております。

小樽市で計算しますと、標準財政規模は326億円程度ですが、この場合、標準財政規模につきましては、これまでの計算においては、臨時財政対策債分も含めるということで、これも地方財政法施行令の附則の中でうたっております。それに基づいて計算しますと、ここに示してございます11億560万円を超えると、許可団体となるという一つの基準でございます。

高橋委員

この収支計画を確認させていただきましたけれども、平成18年度と24年度の対比、これで確認したいと思うのですが、財政規模が大変大きく100億円以上違うということになっております。歳入と歳出でそれぞれ何が大きい要因

になっているのかを教えてください。

（ 財政 ） 財政課長

3 ページのところ収支計画で示してございますが、歳入の方では、一つはまず諸収入の欄で、平成18年度であれば116億円弱の数字を計上してございます。それで、19年度の諸収入の欄に行きますと、45億円弱です。この諸収入の差といいますのは、昨年、道の方から指摘がございました一般会計と病院事業会計、あと一般会計と国民健康保険事業特別会計、あともう一つは一般会計と融雪施設設置資金貸付事業特別会計、この三つにつきまして、年度をまたがる貸し借り、これについては不適切な経理だということもございまして、18年度の予算の中で、その是正を図らせていただきました。その関係で病院事業会計であれば、44億円の部分、それから国保会計では20数億円の貸付けと償還の関係の部分で是正します。その分の関係で、この諸収入が半分以下に落ちてございます。

それに対応する部分の欄で行きますと、歳出でいきますと、「投資及び出資金、貸付金」という欄がございまして、一般会計からしますと、この欄の貸付金で、先ほど言いました三つの会計に対する貸付けを行ってございまして、逆に受けるときは諸収入の方で受けていたと、こういう部分です。この部分の金額につきまして、一番大きくなってございます。

あと、細かい部分でいきますと、今回の収支計画をつくった段階で、昨今の状況からいきますと、地方税についても人口減ですとか、景気の動向なんかにもあるのですけれども、それほど伸びないだろうという点、それから地方交付税につきましても、国の動向から判断すると、これも伸びていかない、逆に減っていくだろうということもございまして、一定のスパンの中で減少するというような形で試算をしております。あと、歳出の方でいきますと、扶助費につきましては、生活保護関係ですとか、それについては今後においても伸びていくだろうということで、一定の額、1.5億円程度伸びていくだろうということで試算しております。

それから、公債費につきましては、過去の借りた起債の償還ということで、今後額については新たな大きなものがない限り、落ちていくだろうということで試算してございます。収支の関係で、大まかにいきますと、そういうようなものを見込んで収支表を作成してございます。

高橋委員

それで、財政規模ですけれども、以前、財政部長からお聞きしましたけれども、今の小樽市は500億円程度の財政規模がちょうどいいというようなお話がありましたけれども、この点についてはどのように財政部としては考えていますか。

財政部長

いろいろな状況の中で財政規模は決まってしまうので、なかなか難しいところかと思えますけれども、ただ、今の500億円規模といたしますのは、私が考えますには、今の財政健全化計画をごらんになっていただいておりますのとおり、この平成24年度ぐらいで健全化を図ろうという計画になっております。ということは、その辺で収支のバランスがとれるといたしますか、ある程度市税とか交付税の減少を見込んだ中でバランスがとれるという形になっておりますので、逆に言うと、その程度の歳入の中でやっていかなければならない団体ではないのかということかと思えます。そういう意味では、24年度に健全化が図れますと、大体その辺に落ち着いていくのかという気はしております。

高橋委員

今度、歳入の部分で中身を聞いていきますけれども、答弁では市税収入のうち個人市民税が、毎年度1億100万円ずつ減額するというふうに考えて試算をしたということでしたけれども、これについてももう少し詳しく説明をしてください。

（ 財政 ） 財政課長

個人市民税のこの1億100万円の減少についてであります。これまでの人口の動向ですとか、個人市民税の動向、



それらの過去の動向を見て、おおむね 2 パーセント前後の減少ということがございました。それで、平成18年度の数字から見て、約 2 パーセントという数字が 1 億100万円程度ということでございます。それで、この 2 パーセントを見込むのか、金額で落としていくのかということがございましたけれども、ここの個人市民税の部分については、こういう人口ですとか、過去の状況を見まして、2 パーセントの 1 億100万円程度を暫時減少していくということで、収支の中では見込んでございます。

高橋委員

本来であれば、人口減に伴ってももう少しずつ低く見てもいいというところを、もう少し厳しく見たということではよろしいですか。

（財政）財政課長

はい、一応今パーセントで計算していきますと、母体の部分が減っていきますので、2 パーセントが減っていくわけなのですが、その中で景気の動向等わからない部分もあるということもございまして、総合的に見てこの額を落としていったと。2 パーセントと比較すると、厳しい部分で見ているということでございます。

高橋委員

次に、臨時財政対策債ですけれども、この計画の 5 ページ、平成13年度から臨時財政対策債が入っているわけですが、毎年度この額が違うわけです。この算定というか、決定方法というか、金額の出し方について教えてください。

（財政）財政課長

状況からいいますと、この臨時財政対策債そのものができたのが平成13年度からでございます。それで、このときの状況を見ますと、予算の時期と同時期、結果的に見ますと、12月になるわけなのですが、そのときに地方財政計画というものが策定されます。その中で、算定していくわけなのですが、歳出の方が先に大体決まってしまう。一つの例でいけば、人件費の部分ですとかは、国家公務員の人事院勧告がございまして、それで給与が伸びなければその分落としていくですとか、それからもう一つ見ているのが大きい部分では地方単独事業、これにつきましても骨太の方針の中とかである一定の額を抑えていきたいと思いますということがこの中でうたわれております。

それで、あとそうしたら歳入の方はどうなるかといいますと、地方税につきましては、当然その税制改正なんかも含めまして、地方税の額が決まります。それともう一つ、地方交付税につきましても、法定 5 税と言われております 5 税の中の一定割合、これというのが地方財政計画に入ってきます。

それから、先ほどありましたように予算が決まりますので、国の補助金なんかも決まってきます。それで、当然負担割合がある部分については、道の補助金なんかも決まってきます。それらの収支を見通して、ここずっと10何年来そうなのですが、地方財政計画上、収支バランスとしては財源不足額というものが生じてございます。それで、それにつきましても12年度までは財源不足額につきましても、交付税特別会計というのがある中で、交付税特別会計が全額借りてございます。この収支がもし 1 兆円足りないということであれば、交付税特別会計が 1 兆円を借りまして、この地方財政計画の中で地方交付税を増やしたということです。1 兆円増やしたら、その後につきましても、国の負担分ですとか、地方負担分ということで、当時もたしか折半をしてございました。それで13年度以降、交付税特別会計が借りるのではなくて、それは一定の国と地方の負担ルールを決めましょう、責任分担を決めましょうということになりました。それで、先ほどありました地方財政計画上の財源不足額、それにつきましても、この時点で不足額が出た段階で地方と国で折半しましょうと。要は 2 分の 1 ずつにしましょうということになりました。

それで先ほどもありましたように、地方財政計画上、地方の分については、財源がないわけですから、財源不足額が出る。当然に、地方負担分 2 分の 1 を求められても財源がないということで、ここに出てきたのが、臨時財政対策債ということで、地方につきましても、ない財源分を地方債として発行して、その地方財政計画上の財源にし

ましようということで決まりました。これはあくまでも地方財政上その負担がなければ地方財政計画として成り立っていないので、その償還の元金、利息については、地方交付税の中で全額見ていきましょうということで、そういう制度でもって13年度に決まりました。

その額につきましては、今言いましたように、毎年度の財源不足額によって増減いたします。ちなみに、ここ何年来減ってはきていますけれども、一番多いときに11兆円程度の財源不足額が出ていた時代もございます。当然そうなれば、半分ということで5兆円程度、全国枠で臨時財政対策債が発行されました。ですから、その年その年の総額がまず決まります。あくまでも従前の例として、地方交付税で見ていたというのがありますので、その額を地方交付税の計算の中で配分をしましょうということで、細かく言いますと、人口にある一定の率を掛けて、この総額が決まった時点で単価を決めます。この人口に一定の率を掛けて単価を掛けて出てきたのが臨時財政対策債ということになっておりまして、その不足額が大きいときは当然に単価も大きいというふうな状況になっております。制度的にはそういう形で臨時財政対策債については決まっております。

高橋委員

難しいですね。何でこの質問をしたかという、この5ページの平成13年度以降の推移と、それから8ページにある地方交付税の中にある表で、臨時財政対策債の落ちていく数字のバランスが違うというふうに思ったので、それで質問したわけです。ですから、これからの分については、以前のようなばらつきはないのかということを知りたいのです。

（財政）財政課長

今の続きになりますけれども、平成19年度の地方財政計画をつくる時は、地方の財源不足額はゼロということになりました。けれども、その中で過去から借りている臨時財政対策債というのがあります。その財源を地方の方で生み出さなければならぬということがございます。それで、今の計算から、国が発表しているわけではないのですが、私が考えるには、その額については元金の償還がこれから始まる部分もありますので、今の制度上からいくと、臨時財政対策債の総枠についてあと何年かは少しずつ増えていくと、その後については減っていくというような形になるかと思っております。ですから、今までのような大きな増減というのはないのですけれども、今の計算上からいくと、20年度につきましても、今の額より総額で多少増えるのかと思っております。

高橋委員

大きいばらつきはないということですね。わかりました。

次に、地方交付税の平成19年度の算定方法の変更について何点かお聞きしますが、新型交付税ということで答弁がありましたけれども、これについて簡単に説明してください。

（財政）財政課長

交付税の算定も非常に難しくなっております。項目的にもたくさんあるので、その中の一部の計算式を人口と面積で計算して簡単な形で、ある程度その人口が多いところには多く行くように、面積の広いところについてはある程度行くような形ということで、基準財政需要額の3分の1を目標に、新型交付税が導入されております。

高橋委員

先ほども聞きましたこの8ページの地方交付税の額の推移、これが人口減少に伴って同じように推移していくのかどうかというのを確認したかったのですが、人口とイコールではないにしても、新型交付税の場合には、そういう要素が強くなるというふうな受け取ったので、その確認をします。

（財政）財政課長

今回の健全化計画の中では、この新型交付税の部分の影響というのが、総務省で平成18年度の数字で試算したとき、小樽市は1,300万円の減額になるということだったのですが、19年度の交付税の算定を見ないと結果はわからないところがございます。それで、財政健全化計画の中では、新型交付税というものは見てございませんでした。で

すけれども、交付税そのものが人口で左右される分、算定の中も多いということもございまして、人口の状況を見ながら計算してございます。小樽市の人口を見ますと、漸減しているという状況もございまして、毎年臨時財政対策債分を含めまして、1パーセント減少していると。

あと交付税の中で、国勢調査人口が反映される年が5年に1度あります。その数字が反映されるのは、国勢調査があった次の年ですが、交付税につきましては、一応3パーセントの減少を見てございます。3パーセントというのが、ちょうど17年に国勢調査があって、18年度の算定のときにあった影響額というのが、需要額の約3パーセントでございました。それでもって、今後についても、その国勢調査の影響ということで、約3パーセントの減少で財政健全化計画は策定してございます。

高橋委員

もう一点、その変更の中で「頑張る地方応援プログラム」というのがあるという答弁でした。プロジェクトとして小樽市も二つ出しているということですが、これについてはいつ結論が出るのですか。それと金額について教えてください。

（財政）財政課長

「頑張る地方応援プログラム」につきましては、それぞれの当該年度に係る経費、要は一般財源部分なのですが、それについては、特別交付税で措置しましょうと。あと、プログラムの中である一定の指標を計上していますので、その指標部分については、普通交付税の方で算定しましょうということで、そういう制度になってございます。

先ほど当該年度に係る経費につきましては、一応特別交付税の制度からいきますと、特別交付税については12月分と3月分がございまして、国の方でこういう制度をつくって一定の額、一市町村3,000万円を上限ということで決めておりますので、私の予想からすると、12月分の特別交付税の算定の中で見られるのではないかと考えております。あと募集の状況だとかの日程からいきますと、12月算定分でも間に合うのかというふうに考えてございます。

高橋委員

結果は12月にならないとわからないということですか。

（総務）企画政策室長

今、委員の方から小樽市の方から2本ということでお話がございました。実は、市長が、本会議で答弁させていただいたときに、例として2本申し上げましたけれども、全体では12本のプログラムを5月末に提出しております。今、財政課長の方から、その金額の部分につきましては、特別交付税の算定ということになりますので、12月あるいは3月ということになるかと思えますけれども、5月末の第1次募集分については、6月末までに、総務省のホームページで、それぞれの自治体からこういうものが提出されますという形でアップされるというふうに聞いておりますので、その出した事業が採択されるされないというよりも、まずはそれぞれの市町村の中で、こういう事業に取り組んでいるという、そのような形でホームページにはアップされるのではないかとというふうに思っております。

高橋委員

次に、歳出の部分で何点が聞きたいのですけれども、普通建設費、平成18年度と24年度を比較しますと、マイナス10億円ということで、かなり落ちております。考え方としては、大規模なものはもうできない。この財政健全化計画が終わるまではできない。もっとはっきり言いますと、学校の耐震補強の工事とか、大規模改修についてもなかなか難しいという、そういう内容なのかというふうに判断したのですが、それでよろしいでしょうか。

（財政）財政課長

この財政健全化計画をつくるときに、そういう部分をどうするかということがあったわけなのですが、今の財政健全化計画の作りとしては、あくまでも継続事業とかの部分は組み込みましょうと。あと臨時地方道や臨時河川整備事業など、ある一定規模の建設事業につきましても、毎年の増額を見ていきたいと思いますという計画をつく

ってございます。

それで、今ありました学校の関係ですとか、何年に何校やるですとか、そういう部分というのが当然これからの話になりますので、計画上はその部分は見えていません。

高橋委員

ということは、いずれにしても、この財政健全化計画がうまく終わって、それから考えますということによろしいでしょうか。

財政部長

健全化計画でございますので、収支のバランスを図るために努力していくという計画で成り立っておりますので、その平成24年度のところには、それぐらいの建設事業しかできないだろうということをつくっておりますけれども、個々具体の事業となりますと、総体が限られておりますけれども、その時点時点で、またその年度を送っていく中で財源も変わってまいりますので、その中で慎重に検討していくことになるかと思えます。

高橋委員

何か含みがあるような言い方ですけども、厳しいということですね、実際に。そう私は思っておりますけれども、もう一回お願いします。

財政部長

現在、この段階で何年度に予定しておりますということは残念ながら申し上げられません。ということでは、確かに厳しいとは思っております。ただ、申し上げましたように、繰り返しになりますが、個々、個別の事業につきましては、その都度判断してまいりたいと思っております。

高橋委員

次に、繰出金についてですけども、これも代表質問でお聞きしましたけれども、平成18年度と24年度の比較では差額が23億5,000万円と、結構あるのだなというふうに思いましたら、実は17億円は新しくできる後期高齢者医療制度、こちらの方に移行するということでしたけれども、もう一度これについて説明をお願いします。

（財政）財政課長

この繰出金の関係につきましては、老人保健事業の部分で北海道後期高齢者医療広域連合ができて、この歳出の部分からいきますと、負担金補助の方で、そのこの団体に対して小樽市の負担金を払うというような形になりますので、今まで老人保健事業特別会計に繰り出していた部分を、平成20年度以降につきましては、この負担金補助でもって計上してございます。

高橋委員

今の17億円を引くと、残りが約6億5,000万円ということになります。この内訳について教えてください。

（財政）中田主幹

まず、企業会計だけのことを申し上げますと、本会議でも答弁させていただきましたけれども、約6億2,000万円の減になります。そのうち大きいのは、病院事業会計の繰出金が5億円程度減になってございます。あとそのほかの企業会計につきましては、水道、下水道事業会計も、合わせて大体1億円から2億円程度の減になるような見込みで計算してございます。それとあと大きな部分といたしましては、住宅事業特別会計が7,000万円ほどの減を見込んでございます。あとは介護保険事業特別会計への繰出金などは、今後の給付費が伸びるだろうという形で見えてきて、反対に増というように見ている部分もございます。

高橋委員

それで、財政健全化計画の最後のページに、繰出金の抑制ということで、上下水道事業会計、それから病院事業会計において繰出金は繰出し基準内にしますという表現があるのです。これについてどういうふうに考えているのか、教えていただきたいと思えます。

（ 財政 ） 財政課長

この部分の繰出金は繰出し基準内ということなのですが、公営企業会計ですとか、一定の特別会計につきましても、総務省の方で繰出し基準というのを決めてございます。一つの例としては、下水道事業であれば、下水処理に関する部分なのですが、雨水の部分もございます。そういう部分については、一般会計で見るとというような形になってございます。それから、病院事業会計におきましては、運営の中で要する経費で賄いきれない部分については、一般会計で見るとか、あと建設費の部分で元利償還金につきましても、一定の割合で一般会計が負担するというような形で、この繰出し基準が決められてございます。今の状況からいきますと、そういう企業会計ですとか、特別会計に対する繰出金につきましても、この総務省で決められております基準の中でおさめていこうと。逆に言うと、その企業会計ですとか、特別会計の方では基準内でおさまるような経営といいますか、そういう努力をしていただくということで、記載をさせていただいてございます。繰出し基準につきましても、病院事業会計におきましては、20近くの項目がございまして、一つの例として先ほどありましたように、建設費の元利償還金の一定割合ですとか、看護師養成に要する経費ですとか、そういう部分で繰出し基準が決められてございます。

高橋委員

この繰出金については、非常に心配な部分があるというふうに思うのは、市立病院調査特別委員会でもいろいろ問題になりましたけれども、増やさなくて本当にできるのかという部分があります。しかも平成24年度で5億円、要するに下げるといことです。それで、本当に病院がやっていけるのかという疑問がありますけれども、まずこの点と、それから下水道については大規模な改修、今これからやっている最中で、10年ぐらいかけてこれもやっていくということなので、繰出しについては20億円以上ずっと今ここ10年近く繰り出しているわけですがけれども、本当にそれを下げられるのかというのが非常に疑問なところなので、この2点について説明をお願いします。

（ 樽病 ） 事務局次長

先日の市立病院調査特別委員会でも申しましたが、病院事業会計でも今起債の申請のために、収支計画を出してやっております。この中で、一般会計から44億円の不良債務解消のための追加の繰出しをいただくわけですが、それについては、今ある病院のいわゆる従来からの収支の赤字分、これをいかに減らすかということで、一応5年間で22億円程度減らすような計画にしております。そのためにも、今、病院事業の中では職員一丸となってやるために説明会等を開いておりますが、この6月になって少し患者の数も増えておりますので、これからも努力して、ぜひこの計画を達成していきたい。それで、一般会計の方もくろんでいる繰出しの減額に応じていきたいと、そのように感じております。

（ 財政 ） 中田主幹

下水道事業に関してですけれども、財政再建推進プラン実施計画の方に、いろいろ平成21年度までの取組項目を載せさせていただいております。いろいろと業務の委託化とか、それから資本費平準化債なども導入して、今の計画の繰出しという形で計算しているところでございます。

高橋委員

要するに、この財政健全化計画というのは、最初の表にもありますけれども、平成24年度まで単年度収支は赤字にならないという、そういう計画になっているわけですがけれども、その繰出しが狂うことによって、これもマイナスになるのではないかと心配を非常にしているわけです。それは先の話だからということになるかもしれませんが、先ほども言ったように、病院が本当にうまくいけばいいですけれども、マイナスだった場合に、当然この単年度収支に一般会計としては、ゼロではなくてマイナスになる要素が非常に考えられるというふうに思いますので、この点についてはどういうふうに考えているか、お答えいただきたいと思っております。

財政部長

病院事業会計への繰出しを例にして今お話がありましたけれども、向こう8年間の計画でございまして、その

間のいろいろな事情によって、この計画が上に振れたり下に振れたりということはあろうかと思います。御心配のこの病院の部分が繰出しのウエイトが大きいものですから、御意見はいろいろな方からいただきますけれども、以前にも答弁しておりますけれども、そういう状況がいろいろなものを含めまして起きてきたときには、当然やはりこの計画というのも適宜見直すことはあるかもしれません。それは上方修正もあり得るか、下方修正もあるかもしれませんけれども、状況に応じてそういうことはあり得るのかと思います。

高橋委員

最後に、公債費の負担の軽減ということで、高金利の公的資金を借りかえるということがありました。それで、予算説明書に出ている市債に関する調べ、これに関してお聞きしたいわけですが、普通債、これは平成19年度末現在高見込額で約409億円になっております。この約半分を占めるのが土木、港湾ですけれども、教育も含めると、約8割ということになります。この三つ、非常に大きい要素があるのですが、恐らくこの中から借換えという形になると思うのですが、その内容についてある程度計画しておりましたら、お知らせください。

（財政）財政課長

この分、公的資金の借換えということで、今年度から公的資金、国の財政融資資金ですとか、担保資金、要は今まで郵政であった部分ですが、そういう資金につきまして、今まで保証金といいますか、あるいは利息分にかかる分を保証金として払わない限り、借換えを認めないということでした。それが平成19年度から5パーセント以上の高率のものにつきまして、借換えを認めましょうという制度ができます。その中で、この財政健全化計画の中につきましても、一定の5パーセント以上で国の財政融資資金、それから担保資金の部分で借換えをこの中で計画しております。借換えをすることによって、当然その高率のものから低率のもの、低い利率のものに借りかえるという点と、もう一つ、借りかえる際に、一つその普通の起債である据置期間を設けることにしています。ですから、3年間の据置きということであれば、3年間は利息だけは払っていきますというような形の中で、地方債の償還の平準化が図られるということでございます。

今、委員の方からありました残高の大きい土木、港湾、教育、それにつきまして、5パーセント以上の部分を拾ってみますと、土木でいけば約3億円程度、率に直すと残高の1.6パーセントぐらいです。港湾でいきますと、約6億7,000万円程度。それでいきますと、約7.5パーセント。それから教育でいきますと、約10億円、率に直しますと14.5パーセントの割合になります。

今言った金額と率につきましては、あくまでも公的資金の借換えになる対象の起債ということで、先ほどから5パーセント以上と言っていますけれども、5パーセント以上の起債の残高全部ではなくて、借換えの対象になるものとして、これだけの金額と率ということになってございます。

あと借換えの手續どとか、詳細につきましては、まだ通知されておりませんので、今年度から導入されるということなので、詳細についてはまだ確認してございませんが、この財政健全化計画の中でも、そういう制度ができたということもありまして、公債費の平準化を図っていくということで計画したところでございます。

高橋委員

全部足すと19億円なのです。3億円、6億円、10億円だから、あまり大きい金額でない、もっと大きいのかと思っていたのですけれども、これで借りかえることによって、効果というのはどのぐらいあるのですか。

（財政）財政課長

今回の財政健全化計画での見込みでございますけれども、細かいことを言いますと、実際何パーセントの利率で借受けできるかと、そういうようなこともございます。

それともう一つ、5パーセント以上なのですが、国の方で3か年計画の中で計画しておりますので、その中でも制約を受けるのかどうかというものもございしますが、大きい部分ではこの何パーセントの利率になるかによって効果額というのは多少増減するかと思います。その効果額の詳細まで計算をまだしてございませんので、御了承願

たいと思います。

高橋委員

わかった段階で結構です。後で教えてください。

最後に、市長にお聞きしますけれども、今ずっと確認をしてきたわけですが、この財政健全化計画に対して、これから 4 年間で正念場ということで市長も言われていましたけれども、一部やはり危うい部分があるのかというふうに私は思っています。市長のこれからの考え方について、もう一度確認したいと思います。

市長

財政健全化計画で一番心配なのが、やはり歳入の部分です。歳入がどう変化するかというのが一番心配しております。交付税なり税収なり、支出の方は心配の部分もありますけれども、これはいわゆる社会保障費といわれる部分がどの程度これから自然増が出てくるのかというのがありますので、先ほど財政部長が言ったとおり、これから状況を見ながら、歳入の状況、歳出の状況を見ながら、変化はあると思いますけれども、定期的に点検しながら、その状況を確認しながら、場合によってはどういう手を打っていくのか、そんなことも考えながら、何とかこの 4 年間でいい方向にしていきたいというふうに決意を固めております。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

-----  
斎藤（博）委員

それでは、3 項目にわたって質問させていただきます。

後期高齢者医療制度について

最初に、後期高齢者医療制度について何点かお尋ねしたいと思います。

こういうチラシをお配りになっていると思います。それを見ながら、何点かお尋ねしていきたいというふうに思います。

まず、来年の 4 月から具体的に動き出すこの制度の概要について、説明をお願いしたいと思います。

（福祉）渡邊主幹

後期高齢者医療制度の概要ということでお尋ねがございました。

この制度につきましては、75 歳以上の後期高齢者について、その心身の特性や生活実態を踏まえて、平成 20 年 4 月から創設される独立した医療制度となっております。

制度の運営主体は、都道府県を単位とする広域連合で、北海道は 180 市町村すべてが加入する北海道後期高齢者医療広域連合が保険者となっております。

また、制度の対象となるのは、75 歳以上の方と、65 歳から 74 歳までの寝たきりなどの方が対象であります。

次に、保険料についてですけれども、所得に応じた保険料を全員が納めることとなっております。なお、被保険者でこれまで自分で保険料を払っていなかった方については、2 年間保険料の均等割が 5 割軽減される制度となっております。なお、支払方法につきましては、原則として年金から天引きされる特別徴収となっており、それ以外の方は納付書や口座振替によって納めていただくこととなっております。

なお、軽減措置として所得の低い方につきましては、世帯の所得水準に応じて、保険料の均等割が軽減されることとなっております。なお、窓口での患者負担につきましては、原則 1 割、現役並み所得者につきましては 3 割となっております。

最後に、この制度運営の財源についてでありますけれども、患者負担を除きました給付に要する財源といたしまして、後期高齢者の方の保険料で 1 割、現役世代の方からの後期高齢者支援金で 4 割、公費で 5 割の負担というふうな制度となっております。

齋藤（博）委員

今の説明の中で、何点かもう少し具体的に聞きたいというふうに思います。一番なかなか理解できなかったのは、この制度をつくったときの説明の中に、「75歳以上の後期高齢者の方々の心身の特性や生活の実態を踏まえ」というくだりがあるのですけれども、これは具体的に何を言っているのですか。

（福祉）渡邊主幹

75歳以上の方を独立した制度でつくる意義ということだろうと思います。75歳以上の後期高齢者の方につきましては、先ほど話しましたその心身の特性や生活実態で他の世代と大きく異なり、それを踏まえて独立した医療制度を創設するということが、心身の特性や生活実態につきましては、高齢者の方は健康の面から考えますと、生理機能の低下、日常生活動作の低下、症状の増加等、特に75歳を境に入院による受療が増加する状況にある。一方、疾病全体で見ますと、外来は壮年期から加齢に伴い増加しますが、特に入院受療率は後期高齢者になって増加する傾向にあり、特に生活習慣病のうち高血圧疾患、虚血性疾患、脳こうそくについては、こうした傾向が顕著に現れている。また、健康面以外を見ましても、就業者の割合が9パーセントと非常に少なく、心身の特性や生活実態で他の世代と大きく異なる。このような理由によりまして、75歳以上の後期高齢者の制度を分離して独立創設するというような経過かと存じます。

齋藤（博）委員

次に、具体的に小樽市民の皆さんについてお聞きしたいのですけれども、今回の制度に該当するという意味で、75歳以上の方と、それから一定の障害のある65歳以上の方というふうになっているわけなのですけれども、それぞれ何人いるのかを教えてくださいたいと思います。

（福祉）高齢・福祉医療課長

後期高齢者医療制度の始まる部分での数字でございますけれども、現行の老人保健制度の数字から推測いたしますと、来年の4月時点では、被保険者の方は大体2万2,000人になるというふうに推定しております。そのうち、大体1,500人程度が65歳から74歳までの寝たきりの方というふうに考えております。

齋藤（博）委員

その中で、先ほど説明のあった、新たに保険料を納める方というのが出てくる。今度の制度の特徴と申しますが、その中でいろいろな経過があるとは思いますが、いわゆる扶養という形で、今まで保険料を払っていなかったお年寄りが結構いるのではないかと申すように私は申すのですが、そういう人のところに、保険証も行くのでしょうか、直接納付書が行くことになるわけですし、これはなかなか75歳以上の方で、長い間、例えば遠隔地にいる息子の扶養で保険を使っていた方なんかにとっては、生まれて初めて保険料を払わなければならないということにもなりかねないわけなのですけれども、この人数はどのぐらいいるというふうに押えていますか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

社会保険などに加入していて、被扶養者という形になっている人数なのですけれども、このデータにつきましては、まだ北海道後期高齢者医療広域連合の方に各保険者からデータが行っておりませんので、正確な人数というのはまだ把握しておりませんが、現在の老人保健制度の中で社会保険に加入している人数から推測いたしますと、先ほど言いました2万2,000人のうち、3,000人程度が社会保険に加入している状況で老人保健制度に入っている人ですので、そのうち自分で稼働して社会保険に入っている方もおりますので、3,000人のうち大体2,700人から2,800人程度は息子なり家族の扶養家族という形で保険に入っている方というふうに推測しております。

齋藤（博）委員

これは大体小樽で、2,800人ぐらいの方は、初めて保険料を払うことになると思います。年齢はもう75歳以上で2人とも小樽市国民健康保険に入っていた2人世帯の場合、国保料と比べてどういふ変化が起きるのかを計算したら教えてもらいたいと思います。逆に、子供の扶養に入っている方というのは、もともと1円も払っていな



ったわけですから、その分は丸々負担が増えるというふうに理解しているのですけれども、そういう理解でいいの  
かどうかも含めて教えてください。

（福祉）渡邊主幹

国保料と、それから今後広域連合で全道180市町村からそれぞれ所得データをもらって、それを広域連合の場合は  
全道均一の保険料にするという設定で、まだそこまでのデータを集約できていない状態の中で、ちょっと国保料の  
現状と、それからそれが例えば夫婦であれば、1人独立して課税されて、なおかつ保険料を払ったことがない妻で  
あれば、2年間半額という特例措置などもございまして、まだその辺の詳しい算定をするようなデータがございま  
せん。

齋藤（博）委員

もう一つ質問の角度が違うのですけれども、これは今お答えいただいているのは福祉部の担当主幹だと思ってい  
ますけれども、福祉部の方で答えておりますし、先ほどは高齢・福祉医療課長が答弁されていた経過もあるので、こ  
れは福祉部のいわゆる福祉行政の一環だというふうに理解していいのですか。

（福祉）高齢・福祉医療課長

行政サービスうんぬんというより、まず制度から考えますと、現行の老人保健制度が高齢者医療制度に変わると  
いう部分で、そういう意味では、私が担当しております高齢・福祉医療課が老人保健医療制度を担当しております  
ので、そういう意味では準備段階という形で75歳以上の医療の担当という所管でありますので、そういう意味では  
サービスというよりは、制度という中で動いているものかというふうには考えております。

齋藤（博）委員

要は、今後どういうふうになっていくのかで、最後はスケジュールもお教えいただきたいと思っておりますけれども、  
当然二千七、八百人の方が金額は別として、制度が変わったので、保険料を払ってくださいという場面に初めて直  
面するのが、9か月ぐらい後。もうちょっと前に送っていくのでしょうから、七、八か月後ぐらいに、あなたは今  
度4月から保険料を払ってくださいと、そういうことになるわけですから、当然いろいろな質問とか、若しくはも  
っと言えば、不満とか苦情とかが、いくらPRはしていても切りがないと思うのですけれども、当然そういうこと  
も予想されるわけですから、そういう市民対応の窓口、それから納付書を送ったり、今後の保険料の賦課とか、  
それから原則的には年金から天引きするというふうに言っておりますけれども、やはり一部滞納が発生した場合の  
窓口というのは、今後は福祉部高齢・福祉医療課が担当するというところでよろしいでしょうか。

福祉部長

今この後期高齢者医療制度について、現在の準備の段階と、制度が始まる平成20年4月以降で、区別してお話が  
ありましたけれども、やはり現在は福祉部の方で準備段階ということで、来年の4月に向けてなるべく万全を期し  
ていこうという考え方を持っていますので、それまでの間は、いろいろなこれからの問い合わせもあろうかと思  
いますけれども、そういったものは一元的に私どもの方できちんと対応していこうというふうに考えております。

また、この制度が始まる来年4月以降なのですけれども、いわゆるいろいろな受付の窓口の問題もあります。そ  
れから、切符を発行して、そして徴収をするという問題も出てきます。こういったことが、どういう形で対応し  
ていくのか、市の組織の体制としてどうなのか、これからきちんとしていこうというふうに考えております。

それと、今2,700人、2,800人近いと予想していますけれども、これまで一度もこの保険料を納めたことのない、  
5割軽減がありますけれども、そういった方の分は、これは小樽市だけではなくて、やはりほかの市町村にもこ  
ういった初めて保険料を払うという方についてはどうするかと、そういった点では、やはり広域連合全体の問題であ  
りますので、やはり広域連合として後期高齢者医療制度について、事前にきちんとPRをしていただきたい。そう  
いった中で、小樽市としても、事前にどういった制度の内容を周知、お知らせしていけるか、それは今後きちん  
と詰めていきたいと、こういうふうに思っています。

斎藤（博）委員

この項は、これで終わりますけれども、イメージとしては、息子なり、娘の保険証の扶養に入っていて、75歳を過ぎている人で、小樽に一人で住んでいるという方、この家にどこかの時点でほんとに保険証と納付書というのですが、結果的には年金から引いていますといろいろなるのでしょうかけれども、そのときお年寄りには相当驚くでしょうし、やはり混乱するというふうに思いますので、今、福祉部長がおっしゃったように、PRの部分、北海道後期高齢者医療広域連合の課題だと言えば、それだけのことですけれども、やはり小樽市民で、今まで何も暮らしている人方ですから、ぜひ今後順次わかった段階でいろいろな形で、特に負担が増えるということがはっきりしている制度で、一般的な市民負担を求めている制度ですから、そこまで言いませんけれども、特に初めて払う方の気持ちなりを察した手立てをお願いしたいというふうに、これは要望しておきたいと思います。

新市立病院について

次に、代表質問にかかわって何点かお尋ねしたいというふうに思います。

最初に、二つとも新しい病院にかかわる部分であります。一つは今二つある病院を一つの病院にしていかなければいけないという話をいたしました。市長からも答弁いただきましたし、再質問もさせていただきました。

それで、お互いに言ったことを文字にして読み合わせると、なかなかつらいものがあるのですけれども、市長が最後に言った部分で言うと、私は要するにどっちにしても四、五年の間に新しい病院ができるのだから、もうはっきりさせなければだめではないかというのは再質問させていただいているのですけれども、そのときに言ったのが、「開業までの間に、何とか全部適用させて、それとはまた別に組織の統合については、今からやっているわけですから、順次進めていきたいというふうには思っております」こういうふうにお答えになっているのです。後でまた出てきますけれども、全部適用というのは、この間の議論の中で、平成21年4月1日に実施しますと年度を指定しています。一応予定というか、計画としては21年4月1日に両病院については全部適用すると。病院自体は二つの状態で走っている。これは了解しますし、今、既に患者を抱えている病院ですから、それは当然患者サービスを維持していくことはわかるわけです。わからなくなったのは、この21年4月1日と決められた時点を考えてときに、組織統合というのは、並行してやっていく作業だというのもわかるわけなのですけれども、時期としてはその21年4月1日の前なのか後なのかどちらなのかというのが一番わかりやすい聞き方なのですけれども、そこら辺でもし考えがあれば、お知らせいただきたいと思います。

（樽病）事務局主幹

ただいまの御質問なのですが、病院事業に対します地方公営企業法の全部適用につきましては、平成21年4月1日導入に向けて検討を始めております。

この導入に当たりましては、導入日前に条例で、全部適用をするという定めをしなければならないということがございますので、平成21年第1回定例会までの期間におきまして、この条例案とその他の条例案についてお諮りしたいということも考えております。

組織の関係なのですけれども、この全部適用によりまして、現在、別の組織になっております二つの病院が病院事業として管理者をトップとした一つの組織ということになりますので、新病院建設に向けてという意味からも、事務処理や作業方法の統一を図ることが必要になると思います。この統一を図るためには、全部適用の導入前におきましても、必要な組織の見直しを行う必要があるものというふうに認識しておりますので、ただ具体的にどのような形がよいのかということも含めまして、現在、検討を進めているところでございます。

斎藤（博）委員

全部適用が平成21年4月1日だから、それまでの間に条例をつくっていくというのは、これは了解しました。

そうすると管理者は1人だというふうになりますので、一つの組織になっている、全部適用になった時点では、管理者は1人なのだから、最高責任はそこにあるのだと。だから、そういう意味では組織の統合はその時点で終了

しているというふうに考えているのですか。

もっと言うと、管理者がいますね。今、両病院に病院長というのは 2 人いますね。これはどうなるのですか、21 年 4 月 1 日で。

（樽病）事務局長

今、主幹から答弁しましたように、具体的な組織の形については、これから鋭意検討していきます。本庁の関係部局とも十分に協議しなければならないと思いますので。ただ、私は再質問のところで答弁していたと思いますけれども、一つの考え方としては、いわゆる地方公営企業法の全部適用をした段階では、委員がおっしゃいましたように管理者が 1 人ですから、その下で一つの組織としてやはり機能すべきだろうというふうには思います。今は分かれていますからね。ただ院長はどういうふうな形になるかという、これ全部適用でいろいろなやり方があるのですが、管理者と院長を兼務するというやり方もありますし、それから管理者の下に院長を置くという、こういうやり方もあります。ただ、今のところは二つの病院が診療科もちょっと性格も異なるということの実態もありますので、やはり普通考えられるのは、管理者の下に両病院に院長が 1 人ずついて、そして各看護師も含めたコミディカルは一つの組織として、全体が一つの組織になるという形になるかと思いますが、その辺はもっと詰めていきたいと思います。

斎藤（博）委員

組織統合の部分の話で、スケジュール的な部分で、まともに言っていくと、もう 5 年を切っているわけですし、月数でいうと 60 か月を切っている作業なのです、実際問題として。平成 21 年 4 月 1 日なんていうものは、18 か月とか 19 か月という後に、この時期というのは来るわけです。そういった中にいるものですから、やはりいろいろ心配しているわけなのですけれども、もう一つ、これは組織統合とは、直接関係ないかもしれませんが、聞きたいのですけれども、当然新しい病院はオープンしていくことになると思うのです。けれども、現在地で建てられない理由の一つに、診療しながら新しい病院を建てていくのだという一つの理由があったというふうに、これは私も了解しているわけなのですけれども、要は、かといって、ずっとその間、工事しながら、オープンの前の日まで全員が今の病院で働いているというふうにはこれはならないと思います。トレーニングの問題もありますし、引っ越しの問題とかいろいろ出てくると思うのですけれども、これ、今の予定でいくと、現行の両病院が休止に入るというか、要するに診療活動をやめるというか、これはいつのですか。

（樽病）事務局長

申しわけないですけれども、そこら辺まではまだ具体的には両病院協議会でこれから話し合う点だと思いますので、これからその辺については検討してまいりたいと思います。

斎藤（博）委員

次に、今度は全部適用に関して、何点かお尋ねしたいと思います。

先ほど来、平成 21 年 4 月 1 日に全部適用の場合は、条例改正なり規則の改正等があって、その時期としては 21 年第 1 回定例会ぐらいをめどにしているというような答弁が先ほどあったと思いますけれども、スケジュール的な部分で 21 年 4 月 1 日に向けて決まっているスケジュールはほかにあるかどうかを含めて、もう一回スケジュールについて教えてください。

（樽病）事務局長

今、検討を始めた段階ですから、細かなスケジュールで決まっているわけではございません。ただ、やらなければならないこととしては、最終的には条例や規則等を整理しなければならない。ただ、その前に人的に先ほど小樽病院事務局長からも言いましたが、どんな組織にしていくのか、それからどんなありようというのですか、全部適用にしても、その管理者にどのような方になっていただくかとか、そういうありよう、それから組織のありよう、そういうものを実施時期を目標として決めているわけですが、これからどういうふうに組立てていくか、そういう

感じでございます、コンクリートされている状況ではございません。

齋藤（博）委員

次に、言われている管理者について、新しい全部適用の場合は、管理者の役割というのが非常に注目されていますし、期待されている部分もあると思うのですが、改めて地方公営企業法の全部適用における管理者の権限について御説明いただきたいと思います。

（樽病）事務局主幹

管理者の権限についてですが、地方公営企業法第 8 条がそのことを定めているのですけれども、一部の事項を除きまして、管理者は地方公営企業の業務を執行し、当該業務の執行に関し、当該地方公共団体を代表するというふうに規定しております。この規定を受けまして、この第 9 条の各号にその担仕事務というものが列挙されております。大まかに申し上げますと、人事権、予算原案の作成、契約締結などがございまして、ほとんどの権限が市長から移譲されるという形になっております。

齋藤（博）委員

経営の改善とか病院の収支の改善というようなことが言われていますし、経営基盤の強化うんぬんということで、いろいろところでこの全部適用のメリットといいますか、よさということで書かれていますと思います。それでもう少し教えてもらいたいのなのですが、先ほど来管理者の役割については大事なのだとか期待している部分もあるというふうに、これいろいろな自治体で病院の全部適用をやってきたときに、管理者を選ぶときに、二つの流れがあるというふうに私は理解しています。一つはやはり民間の経営手腕にたけている方を管理者に持ってくるというか、願ひするパターンと、それから地域なりもう少し広い意味では、例えば道内の医療関係者、北海道で言うと、三つの医学部があるわけなのですけれども、そういったところを含めて、医師に管理者をお願いするということがあると思います。それぞれよさと限界点もあるわけなのですが、その辺についてどういうふうにご考えていますか。

（樽病）事務局長

私が、これまで全部適用についていろいろ情報収集した中では、管理者については、まず医師の経験者である、医師であるということ。それと、これは全部適用の管理者をした先生が言っているのですが、いわゆる大きな病院の院長を経験した人が一番いいと。もう一つは、その人ではないのですけれども、こういう言い方もされていますけれども、いわゆる病院の管理者が立派に務まれば、逆に民間のどんな会社に行っても成功するだろうと、こういう言い方をしている人がいました。それだけ病院経営というのは難しいということなのです。そういう意味で、私もやはり医師であることが望ましいのではないかとこのように思っております。

それとちょっと誤解を招いたら困りますので、先ほどの答弁につけ加えますけれども、引越しの関係ですけれども、別のところに建てるわけですから、できる限りそういういわゆる休むということのない方向を、鋭意両病院で考えていきたいというふうには思っております。

齋藤（博）委員

まだ全然白紙ですというふうに答えられるのでしょうかけれども、この管理者の人選というのは大変大事だというふうに思います。医師がうんぬんというふうに言っているわけですし、全然決まっていないう返事が来るのだと思うのですが、一方で私は 18 か月、19 か月というのは、あるようでないというふうに思っています。特に、代表質問で聞くと、この平成 21 年 3 月 31 日現在の両病院の起債の総額というのは、まだ 25 億 6,000 万円残っている状態で全部適用に入っていくということになるわけです。私はこれで新しい病院を持たせるのは、管理者にとってひどい負担になるのではないかとこの質問をさせていただいたのですけれども、それはそれで決めていることだから、両方で、市の方と病院と協力しながら工夫しながら解消していきたいのだと、そういった答弁もあったというふうに理解しています。

ただ、現実の問題として、これから、今、小樽病院事務局長がおっしゃったような人選を考えていくときに、もう一度この25億6,000万円の負債を抱えている病院の管理者の人選について、どういう展望なり見通しを持っているのかということについてお尋ねします。

（樽病）事務局長

委員もおっしゃいますように、今時点ではどなたに管理者になっていただくかは、まだ白紙の状態ですけれども、ただ市長も答弁いたしましたように、いわゆるこの厳しい現実、今の病院事業が置かれている現実、やはり十分理解していただいた上で、管理者としての権限が数多くあるわけですから、それを有効に利用していただいて、具体的に言うと、やはりこの5年間の収支改善計画、平成21年度から23年度までですけれども、この収支改善に着実に実行していただくと。そのためには、いわゆる職員の大きな協力が必要ですから、強いリーダーシップも当然管理者には求められるということだと思います。

斎藤（博）委員

それで、どうも私は入り口のところがよく理解できないでいるから、苦しんでいるのですけれども、逆に聞きたいのですけれども、今の病院の経営というのは、いろいろなところで小樽病院というと、例えば事務の方は何年かで異動するとか、いろいろな御指摘は、この4年間の中でもいろいろな場面でいろいろな人が言っています。今はやはり市長が病院の管理者とは言えないでしょうけれども、責任者ですし、その意を受けて局長が2人いるというふうになっていると思うわけです。一方で、医療部門については2人の病院長が、それぞれの病院の医療の責任者として頑張っていると、そういう二重構造といいますが、そういう形になっているというのが現状だというふうにするわけです。当然、人は別として新しい管理者を導入するというのは、そういう今言われている市長と病院長がいると。市長、局長ラインと病院の院長、ドクターラインを今の形を根本的に変えるのだというようなことが、全部適用の主な理由ではないかというふうに思います。そういう意味では、そう思うのですけれども、実際問題、小樽市の現状を考えたときに、今さら事務職は4年で異動するのが問題だからと言って、全部適用するのですという話にはならないわけですから、今の状態の中で、どういった問題点があって、全部適用をすることによってそれが解決できると、そういうふうにお考えになっているかという部分について、もう一度お尋ねしたいというふうに思います。

一方で言うと、今の限界点なりをどこに見極めて、新しい管理者を入れることによって、打開できると考えられているのかを教えてくださいたいと思います。

（樽病）事務局長

今委員から、全部適用をしたときの、いわゆる事務局の問題が出ましたけれども、事務局もやはり全部適用した中では、プロパーの職員を採用して育てていくという形もひとつ考えていかなければならないのだろうというふうに思います。そういう意味で、例えば先ほど民間人の話が出ましたけれども、私は管理者はやはり医師がいいと思いますけれども、事務局長なんかは民間人が来れば、それなりの経営意識を持ってやれば成功するというか、力を発揮していただけるのかというふうに思います。

それで、事務局につきましては、やはり当面は今みたいな形でいかなるを得ないのですけれども、初めに言いましたように、事務局のいわゆるプロパー職員の採用育成ということは、ひとつ考えていかなければならないというふうに思います。

斎藤（博）委員

今、両病院には相当数の職員も働いています。これは平成21年4月1日に全部適用の地方公営企業法の全部適用の職場に異動するというか、該当していくということで、これからそういう議論もしていかなければならないだろうというふうに思っているのですけれども、今の局長のお話からすると、管理者については大きな病院の経営なりで手腕をふるった医師がいいのではないかというようなことで考えていると。おっしゃっているのは、新しい適用さ

れている病院の、いわゆる事務の総括責任者だろうと思われる事務局長については、民間人の登用を考えていると。それとも、そういうたとえ話なのですか。

（樽病）事務局長

一つの考え方としまして、先ほど民間人の話が出ましたので、管理者は医師がいいというふうに私は考えていますし、そういうふうに使われています。成功した武先生という有名な先生は、医師がいいと言っている。ただ事務局というのは、例えば事務局部門については、プロパーをなぜ考えるかということ、やはり職員の一般会計グループ、本庁グループと、通常の定期異動で動くと、病院内の他の職員との信頼関係というのがなかなか醸成されないということがあります。そういった意味では事務局といえども、プロパー職員を採用していくということが、ひとつこれからは大事なだろうと。先ほど事務局長に民間人という話は、例えばそういうことも考えられるのではないかとということと言ったと、そういうことです。

斎藤（博）委員

最後に、もう一度市長にお尋ねしたいというふうに思います。今の形態で、先ほど来言っていますように、市長も病院の経営のことでいろいろ苦労してきていて、改善方についてはいろいろと相談を受けただろうし、指示もしてきている、かかわってきているだろうというふうに思います。今回、時間を定めて全部適用をやっていくことによって、経営基盤の改善なり、組織の改善を目指すということを決断して、公約にも出したというふうに言われているわけなのですが、そういうことを決意するに至った現状に対する認識なり、それから全部適用に対する市長の思いなりを、もう一度お聞かせいただきたいとします。

市長

やはり二つ病院を持っているということについてのいろいろな非効率性といいますが、これはずっと言われているわけですし、これは新築するしないにかかわらず、どこかの時点ではやはり組織として統合すべき問題ではないかというふうにはずっと思っていました。これだけ公立病院の赤字体質といいますが、いわゆる言われております親方日の丸的な部分というのもあるようでございますから、そういった部分をどう克服していくかという問題については、やはり全部適用をしながら、民間的経営をしていかなければ、これからの公立病院はもたないのではないかとされているわけですから、そういう意味ではぜひこれはそういう立派な管理者の下で病院経営をしていっていただきたいというのが一番の願いでありまして、これはなかなかそういう方が見つかるかどうかという問題もありますけれども、これはやはり努力をしながら、そういう民間的経営の発想を持ったドクターという方がおられれば一番いいのかもしれませんが、そういう方がおられるかどうかわかりませんが、そういう方向に向かって、これからも努力していきたいというふうに思っています。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

-----  
大橋委員

代表質問に沿って、簡単に6点ほどお尋ねします。

市立病院の診療科目について

まず病院の方なのですが、市立病院につきましては平成18年度の上半期に入院患者が1万7,295人減で、通院が1万9,585人減、これは医師が減ったことが影響しているというような説明がありました。現在、医師数が元に戻り、患者も増加しつつあると、そういう状況にあるとらえていますが、まずそういう医師数が減り、患者が減ったときというのはやはり診療科目の問題があったと思っています。その診療科目において、これは廃止されたもの、それから休止されているもの、それから休止後再開されているもの、それから今後再開予定のもの、そんなふうに分類できるのかと思っていますけれども、その辺どうということになるのでしょうか。

（樽病）総務課長

小樽病院につきまして説明いたします。廃止したという診療科はありませんけれども、現在、休止している診療科ですけれども、平成18年4月に小児科の医師が2人から1人に減りまして、その1人の医師が平日の外来のみの診療しかできなくなったということから、小児科の入院につきまして、現在のところ休止しております。その小児科の医師が、そういうことでべん時に立会いができないということになりましたので、それに伴いまして、産科の方の入院と外来、これが同じく18年4月から休止しております。これにつきましては、再開の予定ですけれども、現在、産科につきましては、国などもそういう傾向があるのですけれども、いわゆる医師が少ないために集約化するということを現在やっております。それと、協会病院が地域周産期母子医療センターに認定されていることから、小樽病院で産科につきましての再開というのは、現在のところ非常に難しい状況になっております。

そういうことから言いまして、小児科につきましても、産科の再開が難しいために、周産期は現在行うことは難しいということ、それと今後医師の確保ができれば、小児科につきましては再開をしたいとは考えておりますが、現在のところ確保ができていないという状況になっております。

（二病）事務局長

第二病院の方は、今内科を休止中でございます。これは以前2人医師がおりまして、平成17年12月に1人が退職しました。その後、内科のあり方をどうするかということを検討しまして、新築統合も控えておりますので、小樽病院の方に集約して医師ともども統合しようということを決めました。この内科の後を入院単価の高い脳外科病棟のベッドに増やしていくと、こういう観点から内科を今年の3月から休止しております。本来ここの内科の医師も小樽病院に行く予定でしたけれども、途中いろいろなことがありまして、開業されたという経緯はございますけれども、そういう経過でございます。

大橋委員

今、診療科目の休止関係を聞いたのですけれども、実際に市民にいろいろなところで迷惑をかけている経過、それから市民に衝撃を与えている経過があったのですが、患者に動揺を与えた一番の問題として、糖尿病の方は今後来ないでくださいと。それで、他の病院に移ってくださいという発表があって、市民の間からそのことについて問い合わせがあったりしたのですが、それはどういうことであり、現在どうなっていますか。

（樽病）総務課長

糖尿病の医師ですけれども、最終的に平成17年3月に退職しました。それで、今、委員がおっしゃったとおり、専門の医師がいなくなった関係で、やはり今内科というのは専門化されていて、例えば、今、呼吸器と消化器の医師しかいませんけれども、その医師が糖尿病をなかなか診られないというような状況がありまして、残念ながらほかの病院に移っていただいた方もおります。一部小樽病院長が総合的に診ている部分もありますけれども、この後につきましては、週に1回ですけれども、毎週木曜日に大学から医師を派遣していただきまして、糖尿病を専門に診ていただいて対応をしているという状態です。

大橋委員

糖尿病というのは、これは非常にすべての病気の根本と申しますが、そういう形の病気に現在なっているのですけれども、そうすると、外来を受けられないというのは当然だったのですが、入院している患者の中にも糖尿病を持っている人もいると思うのですけれども、そういう方の治療はどうされているのですか。

（樽病）事務局長

今、委員がおっしゃいましたように、結局、大学の医師が1人週に1回来ているのですが、結局それで糖尿病の対応というのは入院の対応というのでできないのです、逆に。それが週1で来てくれてはいるのですけれども、いわゆる重い糖尿病の入院患者というのは、結局は入院してもらおうと、専門医がいないものですから、その対応自体ができないという中で、やはりこちらの方で例えば入院しなければならない患者が来たら、そういう他の病院に紹

介をしていくという措置を残念ながらとらざるを得ないというふうな状況です。

大橋委員

そうですね。非常に基本的な国民病といいますが、その部分で対応できない状態になっているのだと思いますが、これ例えば対応ができるような、私はよくわからないのですけれども、診療科目の部分で質問してもそういう問題というのは出てこないわけですね。そうすると、私の耳にはたまたま糖尿病という形で入ってきたのですけれども、あとやはり医師の専門分野といいますが、そういう部分でほかの関係でも、小樽病院ではこういうものが受けられなくなりましたとか、そういうことというのはあったのでしょうか。

（樽病）総務課長

糖尿病のほかに、御存じのとおり内科の医師は平成17年、18年と減っておりまして、その関係で説明しますと、内科の内分泌の医師が17年12月に退職したということでございます。そのほかに専門的には、血液の専門の医師が18年3月に退職しております。あとリュウマチ、こう原病につきましても同じく18年3月に退職しております。これに対しましては、血液につきましては糖尿病と同じように週1回大学からの派遣で対応しているということです。このほかには、今までやっていなかった神経内科という専門外来につきましては、今年の4月から月に2回派遣医で対応しているということで、あとの医師が見つからないという状態では、やはり派遣で対応して、何とか御迷惑のかからないような形で対応していきたいというふうに思っております。

大橋委員

これは、うわさ的な話で申しわけないのですけれども、小樽病院の内部で小樽病院が今急病に対応できない病院になってしまったということを見聞関係者が話していたということもあるのですが、結局こういうふうにいるいろいろな部分が欠けているということで、急病で入ってくる人に対応できないというようなことが起きているのでしょうか。

（樽病）総務課長

確かにこういうような専門的なことが受けられないという面もあると思うのですけれども、それにつきましては、院内でも市民の病院としてやろうということで、院長が先頭となって今回もいろいろ病院の理念だとか、基本方針とかを定めてやっておりますので、鋭意工夫して努力しているところではあります。

大橋委員

病院の現状についてはわかりましたので、質問を変えます。

未供用の市道の管理責任について

市道の関係についてお尋ねしますが、今回、高速道路のトンネルが出てきて市道伍助沢通線とぶつかることがわかりましたので、それについて質問をしました。その中で未供用の市道という問題が出てきました。それで、未供用の市道について私の聞いたりして知っている部分というのは、ほかに市道軍用線というのがありました。これは真栄から張碓までの昔軍事道路としてつくった軍用線ではありますが、真栄から朝里までの間は、既に住宅市街地の中の道に吸収をされております。ただ、朝里から張碓の間は、片側は、今、砂利山になってダンプカーが走り回っていてどこが市道かわかりませんし、それから張碓側は道路が崩壊して全く不通であると。そういう形で、しかし未供用の市道ということになっているのですが、これ未供用の市道というのは小樽市内にまだほかにもあるのでしょうか。

（建設）用地管理課長

市道は平成19年4月1日現在で1,507路線で579キロメートルございます。そのうち53路線で53キロメートル、未供用の道路が存在しております。

大橋委員

道も狭いし、人家もないし、そういう道路がなぜ現在も市道として存在しているのか、またそれがどうして市道



になった経緯があるのか、その辺について雑ぱくでよろしいですから、お願いします。

（建設）用地管理課長

中を調べてみますと、旧朝里村、旧塩谷村、この53路線のうち、44路線がこの二つの村から引き継いだときから存在して、一番多いような状況になっております。それで、今、委員がおっしゃいました山などの郊外の道路が、こういうような状況になっているのではないかと。私たち、現地確認をまだしておりませんので、はっきり申し上げられませんが、市街地はそういうところはないのですけれども、郊外でそういう状況が多いのではないかと、このように考えております。

大橋委員

それでは、その未供用の市道のことを、市道としての概念の中から抜いた場合、現在、市道と管理道路という言葉で呼んでいる部分があります。それで、よく除雪をしてほしいとか、側溝をつけてほしいとか、ここは市道なのとか、ここは管理道路なのというようなことで来るのですが、これは市道と管理道路について、どのような基準のものなのか、教えてください。

（建設）用地管理課長

市道につきましては、道路法に基づきまして、市長が行う認定を行ったものということで、管理道路とは開発行為等で市に帰属された道路。それで、市道の認定基準を満たしておりますけれども、市有地でありまして市道認定基準には満たないものも過去からありまして、これは公道として利用されてきたということで、市が市道に準じて維持管理をしている道路、これを管理道路という形で呼んでおります。

大橋委員

そうしますと、その道路法によって認定された市道ですから、小樽市独自の基準で市道に認定していると思いますが、現在その認定基準というのはどうなっていますか。

（建設）用地管理課長

市道に認定する基準でございます。昭和62年に「私有道路を市道に認定する基準」という基準をつくっております。その中で目的、それから認定の要件、その中で用地が確保されているとか、幅員、こう配、それから直接公道に連絡していると、こういうような道路を市道の基準という形で認定しております。

大橋委員

今、管理道路の関係などで地元、地主が寄贈したりという形で、それで管理道路に移行になっているのですけれども、管理道路の周辺の住民から、寄贈したのに市が何もしてくれないとか、そういう問題があるのですが、やはり管理道路に対して市ができることというのは、市道ですと、除雪の問題と側溝の問題があるのですけれども、管理道路にすることによって、市が負っている責任といいますが、それはどういうことになるのですか。

（建設）用地管理課長

管理道路と申しましても、市道に準じておりますので、穴があいた場合とかに、道路を直すということではできると思います。

大橋委員

それから、市道、管理道路、それに対して、当然市としてはそういうふうに認定することによって安全ということに対する責任を負います。それから先ほど未供用の市道については、話から外したのですけれども、未供用の市道も市道ということになっている以上、そこで事故が起きたときには、やはり市の管理責任とか、そういうことが起きますね。交通事故なんかでも道路に穴があいていて、それで市の方を訴えてきたり、そんなことだってあり得るのですけれども、その辺でいわゆる安全管理という部分で、市道、管理道路、それから未供用の市道を抱えているという中で、安全管理をどの程度していけるのか、ちょっと不安な面と、それから未供用の市道を安全管理の部分から考えると、廃止した方がいいのではないかとこの部分とあるのですが、それについてはいかがでしょうか。

（建設）用地管理課長

未供用部分の車、それから人をとめるというのは、どうしてもその供用部分を全部とめるという場合もありますし、その道路の中の一部をとめるという場合もありますが、そのところにはやはりさくか何かをして通れないような形をとらなければ、道路として休止するということですから、そのところはそういう形で人が入れないような形にしたいと思います。しかし、それをするためには、やはりどうしても沿道に土地をお持ちの方がたくさんいると思うのですけれども、その人方の了解というのをやはりとらなければ簡単にはいかないのではないかと、そのように思っています。

大橋委員

それで、道路からちょっと外れますけれども、通行止めをしているという部分でお尋ねしますけれども、昨年赤岩のがけの下で落石の危険ありということで、通行禁止にして、その通行禁止のところを釣り人が押し上げて通ったとか、そういうことが議会の質疑の中でもありましたけれども、現在、赤岩のそのがけ下の通行禁止の状況と見通しについてはどうなのでしょう。

（環境）環境課長

赤岩の遊歩道の現在の状況ということでございますけれども、基本的に国定公園の地域の遊歩道を含めて管理・所管というのは、北海道ということになってございます。しかし、小樽市としても後志支庁と連携をとりながら、地元としての対応はこれまでしてきたところです。赤岩から下って海岸に至るところの遊歩道についてでございますけれども、現在も岩盤にき裂が入って拡大していたり、あるいは落石の危険箇所があるということで、道としてもここを開放するという考え方はないということでございますので、現状のままの通行禁止の状態というのは、そのまましばらくは続くことになるのではないかというふうに思っております。

大橋委員

いじめ調査結果について

それでは、3番目の質問にいきます。

いじめのアンケートについてですが、先日小樽市内で緊急にいじめについてのアンケートをやって約300件の事案が出てきているということで、おおむねほとんど解決して、未解決が若干残っているという言い方だったと思えますけれども、改めてアンケートの回答が幾つあって、それから幾つ解決して未解決が幾つあるのか教えてください。

（教育）指導室長

委員が、今おっしゃいました317件につきましては、アンケートではなくて、文部科学省の毎年行っている調査なのです。それによって、平成19年3月31日現在で、学校が認知した件数が317件、まだ指導が継続しているというのが11件だったということでございます。

大橋委員

アンケートという言葉がちょっとまずかったのですが、それで文部科学省の調査ということですが、当然学校が調査主体になったと思うのですが、この調査の仕方、それから、当然、解決していったということであれば、それが記名方式であったのかどうか、それから調査の場所が教室内だったのかどうか、それと調査をした人が担任の教員だったのかどうか、その辺はどうでしょうか。

（教育）指導室長

この文部科学省の調査については、各学校でアンケート調査、また個別面談、また教員と子供がふだん交わっている生活ノート、そういうような日常行われている交流を活用して、児童・生徒から直接状況を聞いて、そして個々の児童・生徒の状況を十分把握した上で認知したかどうかということによって報告をいただいたものです。それで、このいじめが続いていた11件につきましては、学校独自のアンケート、また本人からの申入れ、保護者からの訴え、こういうもので学校が発見しております。解消の状況ですが、担任が本人や保護者と面談してどういう状況なのか、

また把握して学級指導に繰り返すとか、また席が隣でどうしても日常的にいろいろな意地悪をされるということで、席替えをして場所を離れたことによって解決をしたという例もあります。

大橋委員

要するに、一番驚いたのは、その前の年までのいじめの件数が317件という数が出てきたので驚いたのですが、ただそれが集約されて11件という形になると、これは小樽市内としては結局いつも抱えている程度の件数ということになるのでしょうか。

（教育）指導室長

昨年までのいじめの実態調査の定義も違いましたので、昨年は9件で、今年度の実態調査においては317件ということで、35倍ということで、新聞でも報道されたとおりなのですが、その317件の中でまだ3月31日現在で解決していなかったというのが11件あって、5月25日現在で聞き取りをしたのですけれども、11件についてどうなりましたかということで聞き取りをした結果、この11件については、5月25日段階では、既に解消しているという、そういう結果になっております。

大橋委員

いじめに関して、伊吹文部科学大臣あてですとか、全国にいじめられているという投書が直接届いたようなケースがあって、ちょうどそのときに小樽でもすぐ反応がありまして、小樽市内の中学校で私はいじめられているという手紙、そして対象者の名前を特定して、そういう手紙が来たことがありました。それで、教育委員会、学校としては、その日のうちに子供や親といろいろと接触ができて、対処したということは聞いています。ただ、その後、その問題がどういうふうになったのか、それを教えてください。

（教育）指導室長

昨年の11月13日に匿名でいじめによる自殺をほのめかす手紙が市内の中学校に届きました。その学校では、11月13日から12月1日までの2週間余りにわたって、集中していじめの対応に取り組みました。教育委員会からも指導主事を派遣したり、スクールカウンセラーを派遣したり、それから学校においては全校集会をこの間に4回ほど開いています。学級指導を2回したり、記名式のアンケートを実施したりとか、命の大切さにかかわる授業を実施したり、全力で取り組んだわけです。その間にも緊急の保護者会を2回ほど開いております。ただ、差出人の特定はできませんでした。それで、2週間過ぎた段階で、徐々に平常時に戻していくということで、子供たちのふだんの様子をきめ細かく見ていったりだとか、相談体制は維持しながらも、平常時に近づけていきました。ただ、生徒会活動でいじめ防止運動に取り組みまして、生徒独自の発想でいじめ防止VTRを作成して、全校的な取組を始めたところです。

現在も、時折、指導室から指導主事を派遣いたしまして、その中学校の状況については常時把握しているという状況です。

大橋委員

そうなのですね。この問題は、結局、被害者といいますか、その特定ができなかったということです。それとそういういじめがあったかどうかという、その事実というのでしょうか、その部分が結局やはりいじめがあったというふうに結論づけているのか、それともそれも不明なのか。ということは、いじめに対する対応をやっていった後に、父母の中から、いわゆる逆いじめではないかという話も出てきていて、うわさ的な話ですけれども、特定の、この人がいじめたのだということをやることによって、逆いじめではないかとか、そんなことで何かもやもやしたものがまだ残っていますので、この辺はどうなのでしょう。

（教育）指導室長

手紙が届いた中学校において、このいじめの実態が実際にあったのかどうか、いろいろなアンケートや面談を繰り返して調べたのですが、そういう事実を把握することがどうしてもできなかったのです。それで、差出人も特定

できない状況です。委員がおっしゃるとおり、逆いじめではないのかという、そういうような御意見もあったのは承知しておりますが、学校としてもいじめを許すことはできないということで全力で取り組んだのですけれども、結果的に特定はできていないという状況でございます。

大橋委員

消防職員数について

四つ目、消防の職員数の問題についてお尋ねします。

これは代表質問の中では消防ではなくて、現業の職員とか、そういう職員数のことでお尋ねしたのですが、市長答弁の中で、市民の生命や財産を守る病院とか消防の職種を除いて原則不補充ですということでの答弁をいただいております。ただ、いわゆる病院の職員数は新病院の問題とか、そういうことで十分議論できますので、答弁いただいた中の消防の職種を除いてという、その市の消防職員数についてお尋ねしますが、まず小樽市の消防の職員、その数とそれから人口割にした場合の消防職員 1 人当たりにおける市民の人口、これについてお聞きたいと思えます。

（消防）主幹

小樽市の消防職員数と職員 1 人当たりの人口ということでございますけれども、現在、消防職員数は 250 人でございます。人口の方は平成 19 年 5 月末で 13 万 9,890 人でございますので、職員 1 人当たりの人口は 560 人となっております。

大橋委員

それで、この問題を取り上げたときに、要するに何人必要だという積上げ方式ではなくて、他都市と比較した場合に小樽市の職員はこの部分は何人いるとか、そういう問題を考えてほしいということも言ったのですが、この消防の職員について職員数と職員 1 人当たりの人口について同規模と見られる北海道の都市として室蘭市と苫小牧市と帯広市と北見市、これが室蘭市の人口 9 万 8,000 人、苫小牧市、帯広市が 17 万人、北見市が 13 万 9,000 人ですから、似たような線なので、その四つの都市についての職員数と職員 1 人当たりの人口について教えてください。

（消防）主幹

道内の人口に近い他都市の状況でございますけれども、昨年調べた数字でございますが、室蘭市におきましては、消防職員数が 163 人、職員 1 人当たりの人口といたしましては、607 人、苫小牧市におきましては消防職員数が 211 人、職員 1 人当たりの人口は 821 人、帯広市におきましては消防職員数が 236 人、職員 1 人当たりの人口は 724 人、北見市におきましては、北見地区消防組合でございますけれども、職員数が 237 人、職員 1 人当たりの人口が 583 人という状況です。

大橋委員

今、苫小牧市の場合は職員 1 人当たり 820 人の市民が支えている。それから帯広市については 720 人が支えている。室蘭市については 607 人、北見市は 583 人という数字が出てきているのです。これは要するに、職員 1 人当たりの人口が多いということは、それだけ市民の負担が少ないという、そういう形になっていくのです。ですから、小樽市は東西に長いとか、そういう事情についてはよくお聞きしていますし、そうだろうと思いますが、けれども実際にはそれを続けている限り、小樽市の財政はいつまでたっても好転しないというふうに思っております。

そんな中で、小樽市の消防長期構想として、長期的にどういうふうを考えていくのか、それについてお尋ねをして消防の問題を終わります。

（消防）主幹

消防長期構想におきまして、目標年度でございます平成 27 年度の職員数を 229 人というふうにしてございます。現在の職員数が 250 人でございますので、段階的に 21 人を削減する計画となっております。ただ、職員を削減すると申しましても、実際の消防活動に支障を来すようでは困りますので、長期構想の中では削減するだけではなくて、車

両の高機能化ですとか資機材の整備といったものを行いまして、効果的で効率的な消防活動を行えるような体制にしていきたいと、このように考えております。

大橋委員

今、将来目標といいますが、お聞きしました。小樽は火事が確かに多いです、救急も高齢者が多いですから苦労も多いと思っています。そんな中で、しかしあえてこういうふうに職員 1 人当たりの人口数を比較するというのは、長い間の小樽の改革が遅れている、その部分がここにも問題があるのだなと感じていますので、この問題を質問しました。

一時借入金の利息について

次、5 番目ですが、一時借入金についてお尋ねします。

答弁の中で平成19年2月末に123億円、平均 1 日当たり80億円の借入れがあるということでありました。それから、もう一つ、例えば金利上昇に関して聞いたわけですから、借入金利が 1 パーセント上昇すると80億円の場合には 8,000万円負担が生じるということも聞きました。それから、17年と18年の実際に負担した利息において、17年が800万円だったのが18年は5,500万円だったと。ちょっと利息が上がりそうだという話が出て、庶民の方の預金の利息は感覚的に全然上がっていないのに、すぐに市の借入れが800万円から一遍に5,500万円に利息負担が増えているのです。それで、今年の予算において利息負担の方は予算上幾らと予想して計上していますでしょうか。

（財政）財政課長

平成19年度の予算につきましては、一時借入金の予算として 1 億円を計上しております。

大橋委員

いろいろなことで工夫しているのに、自動的にそういうとんでもない問題が起きたなという感じはしております。

それで、1 年前のときには、こういう貧乏な小樽市に対して金を貸してくれるのかということと質問したような覚えがありますが、そのときには七、八行とつき合っていて、入札で金利が安いところを選んでいましたというような形で、小樽市にも金を貸してくれるところがあるのだと思って感心したのですが、こういうふうにどんどん金利が上がってくるという状況の中で、今度は借り方も難しくなると思うのですが、どのようなことを考えて借りていくようにしていくのか、その辺どうなのでしょう。

（財政）財政課長

短期の部分の金利が上がってきているという状況の中で、これまではこの借入れそのもの自体を入札でやってきました。現在についてもその方式は変えておりません。今まではある程度一月ですとか二月ですとか、長いものでは三月とか、それは資金需要によってそういうような中で、入札の中で金利の低いものをということでやってきました。けれども、そういう状況になりますと、どういう方法が一番いいのか、今まで 1 か月単位ということで借りていたのですけれども、歳入の状況なんかも見まして、今は 1 か月ではなくて10日ですとか、半月ですとか、そういうような部分も入れまして、銀行と相談しながらやっております。原則として、入札の部分の考え方については変えておりません。

大橋委員

ラスト、6 番目の質問をします。

旧丸井今井跡利用の状況について

これは丸井今井小樽店跡の問題についてですが、これはどんなふうに進展しているのだという形でお尋ねをしました。何回お尋ねをしても、この問題については答えが一緒であります。この間の答弁は、小樽開発株式会社の関係者が懸命に出店交渉をしており、現在も幾つかの業者と交渉を継続しているという答えでありました。これはらつ腕の札幌の弁護士がついていて、弁護士の先生が非常にらつ腕だから何とかなるのではないかというか、その方にお任せしているしかないのだというニュアンスでずっと聞いているのですが、ただ小樽側といいますが、実際、

市民サイド、商店街サイドの問題から言うと、ちょっと限度が来始めたのかという思いがしております。

これはまず一つには、当然ながらサンモール一番街の人通りが全く変わってしまいまして、私どもが絡んでいまずおたる屋台村も、若い女性が通勤の帰りに飲みに来るということは絶えてなくなりました。非常に響いております。そういう中で、要するにサンモール一番街のアーケードの返済の問題があって、これはほとんど小樽開発に頼っていたわけですから、それがもろにサンモールに来るとサンモール一番街は壊滅してしまいます。ただ、現在までの状況では、小樽開発の方からのそれに充てるお金というのですか、それがまだあるので、商店街の方にまだ来ないという話を聞いていたのですが、これはもうそろそろ限度なのかと。

それからもう一つ、おたるサンモール・ネオ、あそこの地下の商店街がいよいよ逃げ出してしまって、地下は商店街の体をなさなくなり、地下におりていく人が非常に少なくなってしまって閑散としています。そういうような部分から、タイムリミット、限度が来ていると思うのですが、市の方で進ちょく状況については話せないということは、それはそういう事情でいいのですけれども、ただそういう状況で、市の方としてはお任せでいってしまうのか、しかしもうここまで来ると市も主体的に動く部分が出てくるのか、その辺どういうふうにお考えでしょうか。

（経済）本間主幹

今の丸井今井小樽店跡の状況についてのお話ですけれども、確かに一昨年の閉店以来、おたるサンモール・ネオを立ち上げまして、何とかまちの明かりを消さないということで取り組んでまいりましたが、地下は特に食料品売場につきましては、鮮魚店も撤退するなど、1店舗残っておりますけれども、なかなか厳しい状況が続いています。また、サンモール一番街におきまして、アーケードが平成3年に完成しまして、国の高度化資金、これは無利子融資ですけれども、借り入れまして、ただ約1億円の返済が残っているやに聞いております。これにつきましても今までお話がありましたとおり、小樽開発株式会社が相当な部分をカバーしておりましたものですから、新たなテナント誘致が決まらなないと、この返済も滞るといような状況にあります。

市としての取組なのですけれども、これまでも議会の中で答弁させていただいておりますけれども、幾つかの大きな施設的な課題とか、小樽開発の債務の関係とか、重たい課題がある中で、何とか出店交渉を継続しているという状況にあります。

あと、この施設の再開に当たりまして、どうしても避けねばならないということで、二次破たんということがあります。小樽と同時期に閉店いたしました苦小牧の例をちょっと紹介させていただきますと、昨年11月に札幌市の不動産会社を取得いたしまして、ゼウス・シティという名前でオープンいたしました。当初150店のテナントを入れて再開するというお話でしたが、実際のところ60店しか集まらない中で、見切り発車ということでスタートいたしました。半年経過した現在の状況ですけれども、そのうちの3分の2がもう既に撤退して、残りは約20店となっております。新聞報道等によりますと、テナントが被害者の会なども結成して、施設の管理会社といろいろなやりとりをしているということで、もう二次破たんということが現実的に迫ってきているという状況になります。

私どもとしましては、小樽開発に対しまして、一つには施設の再生が中心市街地の活性化にとって効果がある内容として再生していただきたいということ。またもう一つは、今お話ししたように、二次破たんはぜひとも避けていただきたいと。そのためにちゃんとしたテナント開発を考えながら、施設が運営継続していけるような形の再生ということでお願いもし、またいろいろな形で要望なり、市としてもできる限りでのかかわりというものを持って動いているところでありますので、そういった状況を含めて御理解いただければと思います。

委員長

平成会の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。